令和８年第９回教育委員会定例会議事日程

１　日　時

令和８年８月５日（水）　午前９時３０分から

２　場　所

島本町役場４階　議会第３・第４会議室

３　議　事

第１　会議録確認委員の決定

第２　第２５号議案　令和８年度教育費補正予算（案）について

第３　第２６号議案　島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について

第４　第２７号議案　島本町子ども・子育て会議委員の委嘱について

第５　第２８号議案　令和７年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について

第２５号議案

令和８年度教育費補正予算（案）について

教育長に対する事務委任規則（昭和３４年島本町教育委員会規則第１号）第１条第１項第１３号の規定に基づき、議決を求めます。

令和　８　年　８　月　５　日提出

島本町教育委員会

教育長　　横　山　　寛

令和８年度　教育費補正予算総括表

第２５号議案資料

歳入

【単位：千円】

款	項	目	節（説明）	補正前の額	補正要求額	補正後の額	備考
諸収入	雑入	過年度収入	過年度国庫支出金 （過年度幼稚園費国庫負担金）	0	228	228	令和６年度分施設等利用給付費の実績再確定に伴う追加交付
			過年度府支出金 （過年度幼稚園費府負担金）	0	114	114	令和６年度分施設等利用給付費の実績再確定に伴う追加交付
合計				0	342	342	

※補正前の額等は、今回補正する「説明」に関する金額を記載している。

歳出

【単位：千円】

款	項	目	補正前の額	補正要求額	補正後の額	補正予算要求額における財源内訳				
						特定財源				一般財源
						国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
教育費	小学校費	学校管理費	236,219	100	236,319	0	0	0	0	100
合計			236,219	100	236,319	0	0	0	0	100

※補正要求額には、職員の人件費（給料、会計年度任用職員以外の職員手当等、共済費）は含まない。

※補正前の額等は、今回補正する事業の「節」に関する金額を記載している。

歳出内訳説明書

【単位：千円】

目	要求額	事業名	節（細節）	要求内訳	説明
学校管理費	100	給食事業	負担金、補助金及び交付金 （補助金）	100	島本町小学校給食非喫食者支援対応補助金 （国の給食費負担軽減交付金の創設に伴い、給食非喫食児童に対し、給食費の支援制度を実施することによる増額）
計	100			100	

第２６号議案

島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の利用者負担額等に関する条例の一部改正について

教育長に対する事務委任規則（昭和３４年島本町教育委員会規則第１号）第１条第１項第１３号の規定に基づき、議決を求めます。

令和　８　年　８　月　５　日提出

島本町教育委員会
教育長　　横　山　　寛

島本町条例第　　号

島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例

島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例（平成２７年島本町条例第８号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項第２号を次のように改める。

⑵　預かり保育料　利用月の翌々月の１０日

別表第２備考２本文中「預かり保育」の次に「又は長時間の預かり保育」を、「この表」の次に「（預かり保育の部午前７時３０分から教育課程に係る教育時間の開始前までの間に行う預かり保育の項を除く。）」を加え、同表備考３中「１１，３００円」を「１２，３００円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年１０月１日から施行する。ただし、別表第２備考２の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の第８条第１項第２号及び別表第２備考３の規定は、この条例の施行の日以後に行う預かり保育及び長時間の預かり保育に係る預かり保育料について適用し、同日

前に行った預かり保育及び長時間の預かり保育に係る預かり保育料については、なお従前の例による。

第２６号議案資料

島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について

１　提案理由

子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、及び預かり保育料の納期限を見直すため、所要の改正を行うもの。

２　議案の概要

⑴　預かり保育及び長時間の預かり保育に係る預かり保育料の納期限を利用月の翌々月の１０日に改めるもの（第８条関係）。

⑵　長時間の預かり保育に係る預かり保育料における幼児教育・保育の無償化に伴う控除額を１か月当たり１２，３００円に引き上げるもの（別表第２関係）。

⑶　その他規定を整理するもの。

３　新旧対照表

４　施行期日

令和８年１０月１日（２⑶については、公布の日）

第２６号議案　参考資料

島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
（利用者負担額等の納付） 第８条　利用者負担額、第６条の預かり保育料及び前条第１項の延長保育料（以下「利用者負担額等」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日（次項において「納期限」という。）までに納付しなければならない。 ⑴　略 ⑵　預かり保育料　利用月の翌々月の１０日 ⑶　略 ２・３　略 別表第２（第６条関係） 略 備考 １　略 ２　預かり保育又は長時間の預かり保育の利用時間の終了時刻が午後６時３０分を超える場合は、この表（預かり保育の部午前７時３０分から教育課程に係る教育時間の開始前までの間に行う預かり保育の項を除く。）に定める金額に日額２００円を加算する。ただし、当該加算する預かり保育料の上限額は、一月当たり３，４００円とする。 ３　長時間の預かり保育に係る預かり保育料は、長時間の預かり保育を受けた月における当該預かり保育料の額を合算した額が１２，３００円を超える場合に限り、当該合算した額から１２，３００円を控除した額（以下「保護者負担差額」という。）を徴収するものとする。 ４　略	（利用者負担額等の納付） 第８条　利用者負担額、第６条の預かり保育料及び前条第１項の延長保育料（以下「利用者負担額等」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日（次項において「納期限」という。）までに納付しなければならない。 ⑴　略 ⑵　預かり保育料　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める日 ア　預かり保育　利用日の当日 イ　長時間の預かり保育　利用月の翌月の１０日 ⑶　略 ２・３　略 別表第２（第６条関係） 略 備考 １　略 ２　預かり保育の利用時間の終了時刻が午後６時３０分を超える場合は、この表に定める金額に日額２００円を加算する。ただし、当該加算する預かり保育料の上限額は、一月当たり３，４００円とする。 ３　長時間の預かり保育に係る預かり保育料は、長時間の預かり保育を受けた月における当該預かり保育料の額を合算した額が１１，３００円を超える場合に限り、当該合算した額から１１，３００円を控除した額（以下「保護者負担差額」という。）を徴収するものとする。 ４　略

第２７号議案

島本町子ども・子育て会議委員の委嘱について

教育長に対する事務委任規則（昭和３４年島本町教育委員会規則第１号）第１条第１項第１５号の規定に基づき、議決を求めます。

令和　８　年　８　月　５　日提出

島本町教育委員会

教育長　　横　山　　寛

島本町子ども・子育て会議委員名簿（案）

（任期：令和７年９月２４日～令和９年３月３１日）

	氏　名	区　分	役職等
1	よしじま　のりえ 吉　島　紀　江	学識経験を有する者	京都華頂大学 現代生活学部こども生活学科 教授
2	いわぶち　よしみ 岩　渕　善　美	学識経験を有する者	平安女学院大学 国際観光学部国際観光学科 教授
3	いけじり　とよみ 池　尻　豊　美	学識経験を有する者	島本町民生委員児童委員協議会 （主任児童委員）
4	たるい　ま　み 樽　井　茉　味	子どもの保護者	公募
5	さえき　あずさ 佐　伯　杏　沙	子どもの保護者	公募
6	いがらし　だいじ 五十嵐　大　二	事業主を代表する者	医療法人清仁会 みなせ病院 作業療法科長
7	ひらやま　かなこ 平　山　加奈子	労働者を代表する者	連合島本地区連絡会 （島本町教職員組合　執行委員長）
8	なかにし　ていいち 中　西　禎　一	子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	社会福祉法人博乃会 高浜学園 園長
9	たかくら　ち　か 髙　倉　千　佳	子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	株式会社パワフルケア ＲＩＣホープ水無瀬保育園 園長
10	なかもと　まちこ 中　本　眞智子	子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	島本町社会福祉協議会 副会長

備考　髙倉氏の任期は、前任委員の残任期間（委嘱の日から令和９年３月３１日まで）

島本町子ども・子育て会議の概要

○委員の構成

⑴	学識経験を有する者	３人以内
⑵	子どもの保護者	２人以内
⑶	事業主を代表する者	１人
⑷	労働者を代表する者	１人
⑸	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	３人以内

○委員の任期

２年以内（補欠委員の任期は、前任者の残任期間。再任あり）

○担任事務

次に掲げる事項について調査審議し、町長又は教育委員会に意見を具申する。

⑴　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第７２条第１項各号に掲げる事務に関する事項

⇒　町における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること　など

⑵　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３３条の１５及び第３４条の１５第４項の規定によりその権限に属させられた事項

⇒　児童に対する施設職員による虐待等の事案が発生した場合に、事実確認の措置や児童の安全確保措置を行った際の報告に対して意見を述べること

⇒　町長が家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業を認可しようとすることに対して意見を述べること

⑶　大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成１２年大阪府条例第８号）第２条第２項の規定により町が処理することとされた事務に付随して、児童福祉法第３５条第６項、第４６条第４項及び第５９条第５項の規定によりその権限に属させられた事項

⇒　町長が保育所の設置を認可しようとすることに対して意見を述べること　など

⑷　島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年島本町条例第２４号）第４条第１項の規定によりその権限に属させられた事項

⇒　町長が家庭的保育事業者等に対し、最低基準を超えて、設備及び運営を向上させるように勧告しようとすることに対して意見を述べること

⑸　島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年島本町条例第２３号）第４条第１項の規定によりその権限に属させられた事項

⇒　町長が乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、設備及び運営を向上させるように勧告しようとすることに対して意見を述べること

⑹　島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年島本町条例第２５号）第４条第１項の規定によりその権限に属させられた事項

⇒　町長が放課後児童健全育成事業者に対し、最低基準を超えて、設備及び運営を向上させるように勧告しようとすることに対して意見を述べること

第２８号議案

令和７年度島本町教育委員会の点検・評価に係る
結果報告について

教育長に対する事務委任規則（昭和３４年島本町教育委員会規則第１号）第１条第１項第２０号の規定に基づき、議決を求めます。

令和　８　年　８　月　５　日提出

島本町教育委員会
教育長　　横　山　　寛

令和７年度
島本町教育委員会
点検・評価結果報告書

（素案）

令和８年８月
島本町教育委員会

目　　次

１　知・徳・体の調和と生きる力の育成 １

（１）みづまろキッズプラン及びキャリア教育の推進 １

（２）確かな学力の育成 5

（３）豊かな人間性の育成 １２

（４）健康教育・保育の充実と体力づくりの推進 １７

（５）支援教育・保育の充実 22

２　信頼される学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり 27

（１）地域に根付いた学校・幼稚園・保育所・学童保育室の運営体制の推進 27

（２）安全・安心な学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり 30

（３）教職員の資質向上と服務の徹底 34

（４）快適な教育・保育環境の整備 40

３　社会教育と生涯学習の推進 43

（１）青少年健全育成の推進 43

（２）文化財保護の推進 45

（３）生涯学習活動の推進 50

（４）図書館サービスの推進 53

（５）スポーツ活動の推進 57

島本町教育委員会の点検・評価について

１　趣旨

効果的な教育行政を推進し、住民への説明責任を果たすため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条第１項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行うもの。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律　第２６条
（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等） 第２６条　教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（中略）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。 ２　教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たつては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

２　点検・評価の方法

⑴　基本的事項

前年度の「教育・保育重点目標教育及び関係機関に対する指示事項」に対する進捗状況を点検・評価する。

⑵　点検・評価項目について

教育・保育重点目標における【目標項目】を「点検・評価項目」として設定し、項目ごとに「点検・評価シート」を作成する。

評価を行うに当たっては、各【目標項目】における【重点課題】の項目ごとに、前年度の取組状況を点検した上、「点検・評価項目」全体における総合評価を行う。

○ 達成	**令和７年度に目指す結果を達成した**
△ おおむね達成	**令和７年度に目指す結果をおおむね達成できた**
× 未達成	**令和７年度に目指す結果を達成できなかった**

⑶　学識経験者の知見活用

点検・評価の実施に当たっては、「点検・評価協力者」として次の２名から助言を受けた。

ふりがな	ながい　かんじ
氏　　名	長井　勘治
所属・職名	武庫川女子大学 健康・スポーツ科学部 健康・スポーツ科学科 特任教授

ふりがな	なかむら　くみこ
氏　　名	中村　公美子
所属・職名	大阪成蹊大学　教育学部　非常勤講師

３　点検・評価結果

別紙「点検・評価シート」のとおり。

４　点検・評価に関する今後の取組

今回の点検・評価結果及び学識経験者からの意見を踏まえ、今後、教育委員会として次のとおり取り組んでいく。

○　今後も継続して、総合教育会議において、課題となっている諸施策を中心に町長と積極的に意見交換及び協議を行う。

○　点検・評価結果を分析し、今後の教育・保育重点目標及び諸施策に反映させるとともに、継続して課題となっている事業等については、早期に課題解決できるよう、従来の方法だけでなく、新しい方法を検討し、迅速かつ計画的に取組を推進する。

○　町の教育を取り巻く諸課題について、教育委員会の附属機関や関係団体、町の関係機関等と連携を密にしながら、解決に取り組む。

○　「①重点目標」及び「②指示事項」に目標数値を入れることにより「③実施内容及び評価」の『○・△・×』の根拠を明確にすることが可能になるとの学識経験者からの指摘については、数値化が容易でないものもあり、現在、検討課題となっている。数値化できないものについては、今後、年度当初の「重点目標及び指示事項」作成時に評価基準（達成目標）を規定するなどの対応を検討していく。

１　知・徳・体の調和と生きる力の育成

（１）みづまろキッズプラン及びキャリア教育の推進

①　令和７年度重点目標

ア　カリキュラムの取組の推進

小中学校の教員がみづまろキッズ保育・教育ビジョンに掲げる「めざす子ども像」を共有し、９年間を通じた教育課程を編成するとともに、学びの連続性と系統性を追究する指導方法の工夫・改善を図る。また、小学校低学年においては、「みづまろキッズカリキュラム」を踏まえた取組を推進する。

イ　社会とつながる学習活動の推進

子どもたちが、生活や社会における課題を見出し、自分たちにできることを多様な人々とつながりながら考え、行動する力を養うことができるよう、体験活動等の学習や特別活動を推進する。

また、探究的な学習活動においては、児童・生徒が多様な情報を活用し、異なる視点で意見を交流して互いの考えを深めるなど、協働して取り組む学習活動を推進する。

ウ　進路指導・キャリア教育の充実

府立高等学校の特色づくり、厳しい就職状況等、中学校卒業時の進路選択に係る状況が大きく変化していることを踏まえ、全ての生徒に対して進路保障を図る観点から、進学や就職に関する情報収集・提供に努め、学校における進路ガイダンス機能の充実を図るとともに、中学１年生時より適切な進路指導・支援を踏まえ、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、児童・生徒が社会参画する上で必須となる力を培うことを目的とし、キャリア教育を計画的に行う。

また、障害のある児童・生徒及び日本語指導が必要な児童・生徒に対しては、早期かつ適切な情報提供に努める。

エ　探究的な学習計画の作成

総合的な学習の時間を柱に、探究的な学習を重視するとともに、教科等横断的な視点で学校の教育目標と関連付けた計画を作成する。

オ　幼児期の取組の推進

町立幼稚園・保育所においては、「みづまろキッズカリキュラム」（※）に基づき、幼児の発達と思考を踏まえた取組の推進に努める。

（※）みづまろキッズカリキュラム

幼児期の興味・関心や気持ちを大切にした学びと育ちを小学校につなぐ「アプローチカリキュラム」と、幼児期の学びと育ちを、主体的に自己を表現する学びにつなぐ「スタートカリキュラム」をつなぎ合わせた、１つのカリキュラムのこと。

②　本年度の指示事項

ア　カリキュラムの取組の推進

小中一貫教育推進協議会事務局が主体となり、みづまろキッズプランに係る取組を実施するとともに、みづまろキッズ保育・教育ビジョンに掲げる「めざす子ども像」及びつけたい３つの力（自己表現力・課題探究力・社会参画力）について、各校で共通認識の下、具体的な取組の推進を図ること。加えて、児童・生徒の実態に応じた習熟度別指導や、確かな学力を育成する指導等を推進するとともに、効果検証に努め、その結果を生かし、指導方法の工夫改善を図ること。

イ　社会とつながる学習活動の推進

主体的に社会に参画する意識を醸成するために、児童・生徒が学級や学校の課題を見出し、よりよく解決するため話し合って合意形成を図るような活動を充実させること。また、主体的に組織をつくり役割分担して協力し合うなど、学級活動や、児童会・生徒会・委員会活動等を通じて子どもの自主活動を推進すること。

また、生活科や総合的な学習の時間、特別活動をはじめ、各教科等、学校の教育活動全体を通して体験活動の充実を図ること。

ウ　進路指導・キャリア教育の充実

児童・生徒が目標を持ち、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、主体的に進路を選択・決定できるようにすること。

校種間の引継ぎにあたっては、キャリア・パスポートを有効に活用し、中学校区で子どもの変容を共有すること。キャリア教育の実施に際しては、大阪府の「わくわく・どきどきＳＤＧｓジュニアプロジェクト」等を活用するとともに、家庭と社会や地域との連携を図りながら、主体的な社会参画力を育成すること。

「オンライン出願システム」による出願手続等について、本システムに係る説明動画及び説明資料等の確認を徹底し、遺漏なきよう実施すること。その際、役割分担等を明確にした学校体制を確立するとともに、電子データ等進路指導に係る情報について、適切に管理を行うこと。また、日本語指導が必要な生徒に対しては、高等学校等への進学に関して、入学者選抜制度や受験上の配慮事項、申請手続等、丁寧な説明をすること。

エ　探究的な学習計画の作成

社会と自分との関連を意識させるため、身近な地域を含めた社会の課題を取り扱うことや、地域の教育資源の活用により多様な学習活動の充実を図るとともに、みづまろキッズ保育・教育ビジョンを踏まえた活動を取り入れること。

オ　幼児期の取組の推進

幼児期において、「みづまろキッズカリキュラム」に基づいた取組を充実させながら、遊びや生活を通して育まれた「感じたことを自分なりに表現する力」、「学ぶ力」、「人と関わる力」を育むとともに、小学校における３つの力（自己表現力・課題探究力・社会参画力）の育成につなげること。

③　実施内容及び評価

ア　カリキュラムの取組の推進	達成状況	○

島本町小中一貫教育推進協議会が中心となり、小中学校の全ての教員が参加する夏季教育セミナーにおいて、「みづまろキッズプラン」に関する研修を行い、めざす子ども像を基に、総合的な学習の時間の取組内容を共有した。また、「みづまろキッズプラン」に係る取組会議を年間６回開催し、小中学校で連携しながら指導方法の工夫・改善に努めた。

イ　社会とつながる学習活動の推進	達成状況	○

学校の教育課程に基づき、校外学習や体験活動に取り組み、児童・生徒が学級や学校、地域の現状と課題を考える学習については、学校と地域が連携して取組を推進した。また、あらゆる学習の基盤たる集団づくりについては、総合的な学習の時間や特別活動において重点的に取り組んだ。

ウ　進路指導・キャリア教育の充実	達成状況	○

令和７年度から導入された「オンライン出願システム」による出願手続等について、中学校に対し丁寧な説明に努め、手続漏れなく実施した。

全国学力・学習状況調査の児童質問では、「あなたは、将来の夢や目標を持っていますか」の肯定的回答割合が昨年度を上回る結果となった。

また、学校教育自己診断の保護者質問においても、キャリア教育の実施状況に関する肯定的回答割合が昨年度を上回る結果となった。

【「あなたは、将来の夢や目標を持っていますか」の肯定的回答割合(%)】

	令和6年度		令和7年度	
	小学校6年生	中学校3年生	小学校6年生	中学校3年生
島本町	82.3	68.4	87.6	71.7
大阪府平均	81.8	64.0	82.2	65.0
全国平均	82.4	66.3	83.1	67.5

※ 全国学力・学習状況調査　児童質問及び生徒質問より

【学校におけるキャリア教育の実施状況についての肯定的回答割合（%）】

	令和6年度		令和7年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
児童・生徒	80.1	90.0	80.8	86.5
保護者	59.5	62.6	65.2	63.7
教職員	90.7	97.1	90.8	92.6

※　学校教育自己診断（島本町）より

【各年度の中学校卒業生に係る高等学校への進学率(%)】

	令和6年度	令和7年度
島本町	99.3(87.9)	99.3(92.4)

※　（　）内は、全日制高校への進学率

エ　探究的な学習計画の作成	達成状況	○
各教科において探究的な学習の要素を取り入れた実践を進めるとともに、みづまろキッズカリキュラムに基づく教育実践の更なる小中学校への拡充を図る観点から、総合的な学習や学校行事の在り方についても、小学校における児童中心の学校行事運営や地域との連携、中学校における企業と連携した課題解決型学習の実施等、随時見直し及び点検を実施した。		
オ　幼児期の取組の推進	**達成状況**	**○**
遊びや生活を通して「感じたことを自分なりに表現する力」、「学ぶ力」、「人と関わる力」を育む取組（「みづまろキッズカリキュラム」）を実施した。また、小中学校の「みづまろキッズプラン」に係る授業展開を保育所、幼稚園と共有するとともに、体験入学等、小学校と連携した取組を実施した。		

④　今後の課題

●　カリキュラムの取組の推進

町全体での小中一貫教育の推進と同時に、これまでの取組実践の継承と新たな展開に向けて、中学校ブロックごと（第一中学校ブロック：二保・一幼・一小・三小・四小・一中、第二中学校ブロック：四保・二小・二中）における、特色ある連携・一貫教育の取組を推進していく。また、次期学習指導要領を見据え、みづまろキッズカリキュラムについて絶えず見直しと改善を図り、本カリキュラムの観点を通じて、キャリア教育の基盤となる各教科の学習も更に充実させていく。

●　進路指導・キャリア教育の充実

府立高校の入試時期の前倒しや進路選択の多様化に対応するため、迅速な情報収集と提供に努め、学校における的確な進路ガイダンス機能の充実を図ることが必要である。また、不登校生徒（増加傾向）や支援学級在籍生徒（減少傾向）、外国籍生徒（横ばい）等に対しては、今後も、早い時期から本人及び保護者のニーズを把握し、卒業後の進路を見据えた適切な指導・支援を行えるよう、適宜進路に関する情報提供と各関係機関とも連携した支援を行っていく必要がある。

学校教育自己診断結果では、これまでの課題であった保護者の肯定的回答割合は向上しているものの中学校の生徒及び教職員では昨年度を下回っており、引き続き、校内の取組の意識付けが必要である。

（２）確かな学力の育成

①　令和７年度重点目標

ア　学力向上の取組の充実

全国学力・学習状況調査、大阪府中学生チャレンジテストや小学生すくすくウォッチ等を有効に活用し、児童・生徒の学習状況を詳細に把握し、各学校の実情を踏まえた具体的な教育目標を設定し、学習状況の分析による課題の焦点化により、具体的取組を学校全体で進めることで、ＰＤＣＡサイクルを機能させる。

イ　カリキュラム・マネジメントの充実

設定した目標の実現を目指して、学校は社会と共有・連携しながら適切な教育課程を編成し、カリキュラム・マネジメント（※）の充実を図る。また、創意工夫を生かした特色ある教育活動を実施するとともに、学習の基盤となる言語能力及び情報活用能力の育成について、全ての教科等で取り組む。

ウ　加配教員の活用

加配教員を有効に活用し、習熟度別指導を含めた少人数指導の工夫による個別最適化及び協働的な学びの実現を図る。

エ　学びの環境設定

安心して自分らしさを発揮できる学習環境の醸成に向け、ユニバーサルデザイン・合理的配慮による取組を推進し、児童・生徒が学び合うための学習規律の確立に努める。また、全教職員が、正しい子ども理解と児童・生徒との信頼関係に基づく指導体制の確立を組織的に取り組む。

オ　主体的・対話的で深い学びの実現

児童・生徒が主体的に取り組む協働的な活動及び自己存在感や充実感を感じられる主体的・対話的で深い学びを推進する授業づくりを行う。また、１人１台端末の活用において、学習状況の把握や個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、発達段階に配慮した効果的な利活用を推進する。

カ　学校図書館の活用

小中学校においては、学校図書館や町立図書館を積極的に活用し、読書が好きな児童・生徒の増加に努める。また、学校図書館司書と連携を密にし、教材研究を共同で行う等、学校図書館を有効に活用する授業の在り方についても研究を推進する。

キ　英語教育の推進

保育所・幼稚園では、体験的・活動的な英語活動や多文化理解教育を実施する。また、小学校では、外国語に慣れ親しませるために、聞くことを中心とし、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てる。

中学校では、英語を用いた双方向でのコミュニケーションを充実させることを目的に、生徒の実践的・即興的なやりとりの能力を向上させる。

（※）カリキュラム・マネジメント

学習の効果の最大化を図るため、教育課程（カリキュラム）を３つの側面から見直すこと。

【３つの側面】

・教科等横断的な視点
・教育課程の実施状況を評価・改善
・必要な人的又は物的な体制を確保

②　本年度の指示事項

ア　学力向上の取組の充実

大阪府中学生チャレンジテスト（全学年対象）、小学生すくすくウォッチ（第５・６学年対象）及び全国学力・学習状況調査（小学校第６学年・中学校第３学年対象）の結果分析から本町の児童・生徒の学力等の実態把握を行い、課題の焦点化と課題に正対した取組を実施すること。

イ　カリキュラム・マネジメントの充実

全ての児童・生徒が主体的に学びに向かう力（資質・能力）の育成を図ること。児童・生徒が自分に合った学び方を習得する学習改善に取り組む。具体的に学習環境、学習課題、学習形態、学習評価の４点について改善に取り組むよう指導すること。また、情報活用能力については、大阪府教育庁作成の「大阪府情報活用能力ステップシート」を活用し、各発達段階で育むべき情報活用能力について、共通理解を持って指導にあたること。

ウ　加配教員の活用

個別最適な学びの実現については、加配教員の活用による少人数・習熟度別指導の実施に加え、ボランティアの支援と協力を得ながら、学校と保護者・地域の協働・連携によって、児童・生徒に対し自学自習力の育成を図ること。

エ　学びの環境設定

令和４年１２月に更新された生徒指導提要に基づき、授業は全ての児童・生徒を対象とした発達支持的生徒指導の場と位置付け、教科の指導と生徒指導を一体化させた授業づくりに取り組むこと。

障害のある子どもに必要な支援は、すべての子どもたちにとっても効果的な支援となりうることから、ユニバーサルデザインの観点を取り入れた「授業づくり」や、自尊感情や自己有用感を高める「集団づくり」を進めること。

オ　主体的・対話的で深い学びの実現

スクールエンパワーメント推進事業（確かな学びをはぐくむ学校づくり推進校）を旗艦校に、全小中学校において、「対話・話し合い活動」の指導研究に努め、主体的・対話的で深い学びの授業づくりを推進すること。また、探究のプロセスを「課題の設定」、「情報の収集」、「整理・分析」、「まとめ・表現」に分けた探究中心の授業づくりを１年間の見通しを持って、計画・実施すること。

各学校において、ＩＣＴ機器を効果的に活用するために、本町のＧＩＧＡスクール連絡会に参加する教員を中心に、情報共有及び取組を推進すること。また、文部科学省ＣＢＴ（Ｃｏｍｐｕｔｅｒ　Ｂａｓｅｄ　Ｔｅｓｔｉｎｇの略。試験における工程をすべてコンピュータ上で行うこと）システム（ＭＥＸＣＢＴ）上で、令和７年度全国学力・学習状況調査の中学校理科が実施されることや、ＡＩ機能を搭載したデジタルドリルの導入により、学力調査以外の場面でも、ＭＥＸＣＢＴ上において、ＳＴＥＰＳ　ｉｎ　ＯＳＡＫＡ（大阪府教育庁作成の英語学習ツール）の使用や、家庭等への端末の持ち帰りを推進し自学自習力の育成を図る等、積極的な活用を実施すること。

カ　学校図書館の活用

学校図書館においては、本町独自で採用している学校図書館司書等を中心とし、学校図書館の「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」としての活用を図ること。

児童・生徒が読書の楽しさを実感し、読書習慣と豊かな語彙力を身につけられるよう読書に対する興味・関心を高める工夫を行うこと。その際、文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料など、目的に応じて子どもが選択し、主体的に読書活動を行えるような工夫をすること。

キ　英語教育の推進

保育所・幼稚園及び小学校では、外国人英語指導助手（ＡＬＴ）を配置（保育所・幼稚園、小学校１・２年生で１０回、小学校３～６年生で２０回）し、ネイティブスピーカーと触れ合う経験を確保すること。

中学校では、１人１台端末を活用したオンライン英会話を実施（各学年６回）し、発話量の向上を図ること。また、小学校の英語専科教員や中学校の英語科教員を中心に、ＡＬＴや外国人講師等と連携し、英語教育の推進に努めること。

③　実施内容及び評価

ア　学力向上の取組の充実	達成状況	○

定例で学力担当者会議を実施し、各学校における教育目標達成のための教育課程について交流を図り、教科指導と教育目標の実現を結び付けるカリキュラム・マネジメントの研究を行った。また、チャレンジテストやすくすくウォッチの出題意図や正誤から読み取れる児童・生徒の傾向等について、大阪府教育庁実施の担当者会等で示された資料を基に研修等を実施した。

【授業についての意識調査結果】

肯定的回答(「よくあてはまる」及び「ややあてはまる」)割合(%)

		令和6年度	令和7年度
小学校	「学校で、自ら進んで学習に取り組んでいる。」	76.3	81.5
中学校	「先生は、生徒が自ら進んで学ぶことができる授業を行っている。」	93.3	92.0

※　学校教育自己診断（島本町）より

イ　カリキュラム・マネジメントの充実	達成状況	○

小中学校の総合的な学習の時間の授業について、教科横断的な視点の下、各学校の取組内容を共有し、みづまろキッズ保育・教育ビジョン（※）に基づいた授業改善に取り組んだ。

また、定例校長会等を通じ、地域人材及び資源の活用を周知し、各学校のカリキュラム・マネジメントについて指導・助言を行った。

ウ　加配教員の活用	達成状況	○

指導方法の工夫改善定数加配等を活用し、各学校が抱える実践上の課題を把握し、その解決に向けて、組織的に取り組むために校内研究の充実や具体的方法についての検討を図り、課題に正対した加配配置によるチーム・ティーチングや習熟度別学習等の独自の学力向上に係る取組を実践した。

エ　学びの環境設定	達成状況	○

児童・生徒の学習状況を検証し、学習の改善や教職員の授業の向上を図るため、「児童・生徒に授業の見通しを持たせる」「教室前方の掲示物を精選する」「説明に視覚情報を付与する」等、ユニバーサルデザインの観点を踏まえた授業スタンダードを設定した。また、全ての児童・生徒の成長を支えるという観点から、「個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支える」ことを念頭に、授業をはじめとする教育活動に取り組んだ。

オ　主体的・対話的で深い学びの実現	達成状況	○

協働的な活動や自己肯定感及び有用感を感じることができるような取組の根幹として、道徳教育推進教員を中心に、「考え、議論する道徳」を実践した。また、主体的・対話的で深い学びの推進に向けて、タブレット端末やシンキングツールの活用等を増やし、児童・生徒の教育活動が深化する仕掛けを多く取り入れた。

カ　学校図書館の活用	達成状況	△

各校において、朝の読書活動の推進や図書館の環境及び蔵書の整備、読書週間における様々な活動及び読書指導を意識した授業の展開等を行った。また、町独自で、学校図書館司書を各学校に１人ずつ継続して配置するとともに、カリキュラム・マネジメントの視点を持ち、総合的な学習の時間を中心に、調べ学習の際に学校図書館を活用した。

学校図書館の貸出冊数は小学校では前年度より増加、中学校では前年度より減少し、学校教育自己診断の読書活動に関する質問に対する肯定的回答割合も、小学校児童は昨年度を上回ったが、中学校生徒は昨年度を下回る結果となった。

【読書習慣及び学校図書館利用についての意識調査結果】

肯定的回答(「よくあてはまる」及び「ややあてはまる」)の割合(%)

		令和6年度	令和7年度
小学校	「読書をよくする。」	67.4	71.5
中学校	「学校では、朝読書など、読書活動に積極的に取り組んでいる。」	91.2	86.7

※　学校教育自己診断（島本町）より

【島本町立学校図書館の貸出数】

		令和6年度	令和7年度
小学校	児童貸出総数(冊)	179,013	183,140
	児童総数(人)	1,939	1,954
	１人当たりの貸出冊数(冊)	92	94
中学校	生徒貸出総数(冊)	18,527	16,777
	生徒総数(人)	912	925
	１人当たりの貸出冊数(冊)	20	18

(※) みづまろキッズ保育・教育ビジョン

子どもたちの見えない学力を育てるために、「めざす子ども像（自ら考え判断し行動できる子ども・違いを理解し自他を尊重する子ども）」をみづまろキッズと称し、それを「実現するための3つの力（自己表現力・課題探究力・社会参画力）」をみづまろキッズ保育・教育ビジョンとして定めたもの。

キ　英語教育の推進	達成状況	○

これからのグローバル化や国の英語教育拡充の動向を見据え、「英語で世界とつながりを持とうとする子どもの育成」を目標に、全ての町立保育所・幼稚園及び小中学校において、系統的な英語教育を実施した。指導に当たっては、学級担任や教科教員に加え、外国人講師による指導も行った。特に、中学校においては、オンライン英会話事業を導入し、英語の発話量の増加と即興的な英語でのコミュニケーション力の育成に努めた。

【活動（外国人講師配置）状況】

	配置人数		2人
令和6年度	小学校（4校）	全校配置	1年生・2年生：10回/年 3年生～6年生：20回/年
	幼稚園（1園） 保育所（2所）	全所園配置	10回/年
令和7年度	小学校（4校）	全校配置	1年生・2年生：10回/年 3年生～6年生：20回/年
	幼稚園（1園） 保育所（2所）	全所園配置	10回/年

【活動（オンライン英会話）状況】

	配置人数		生徒1人に対して1人
令和6年度	中学校（2校）	全校配置	1年生：6回/年　2年生：6回/年　3年生：6回/年
令和7年度	中学校（2校）	全校配置	1年生：6回/年　2年生：6回/年　3年生：6回/年

【生徒（中学校３年生）の英語力の状況（%）】

		令和6年度	令和7年度
３級以上相当	島本町	62.8	68.8
	全国	52.4	54.6

※　「英語教育実施状況調査」（文部科学省）より

④　今後の課題

●　学力向上の取組の充実

スクール・エンパワーメント推進事業を柱に、みづまろキッズ保育・教育ビジョンがめざす子ども像と実現するための３つの力、「自己表現力」「課題探究力」「社会参画力」の育成を目標として、見えない学力の伸長及び「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、対話のある授業づくりを推進する。また、指導と評価の一体化を意識し、評価・評定についての説明責任を果たし、より透明性の高い評価について研究を進めていく。

●　学校図書館の活用

読書習慣を身に付けることは、学力向上とも深く関わっている。学校は、読書習慣を形成していく上で、大きな役割を担っていることから、学校全体での組織的な取組を続けていく必要がある。そのために、学校図書館司書を中心に、学校図書館の環境整備を行うとともに、授業での学校図書館の活用、学校図書館司書の教室での授業参加等、学校全体で読書の機会を増やし、学校図書館を活用した授業づくりに継続して取り組む。また、現在町立図書館の本を、学校図書館を通じて借りることができる制度を活用し、読書活動の充実につなげている。引き続き、島本町学校図書館司書連絡会を実施し、学校図書館と町立図書館の連携をより一層推進していく。

●　英語教育の推進

児童・生徒が英語を通じて自分の思いや考えを互いに伝え合い、尊重し合えるようになるため、学校生活全体の中で、ＡＬＴによる教職員向け研修の実施、授業の中で部分的に英語のみのやり取りの時間を設ける等、「聞くこと」「話すこと」の育成のため発話量が増える取組を更に推進するとともに、外国人講師と児童・生徒のやり取りをいかに授業改善に生かすか、研究していく必要がある。

（３）豊かな人間性の育成

①　令和７年度重点目標

ア　学級づくりの推進

全ての児童・生徒にとって安心して学べる教室をつくるため、児童・生徒理解に基づく信頼関係を構築し、自己肯定感及び自己有用感を高めることができるよう努める。

イ　道徳教育の充実

児童・生徒の豊かな人間性を育むため、学校の教育活動全体を通した道徳教育を推進する。一人一人の児童・生徒が道徳的価値を自覚し、自己の生き方について考えを深めるとともに、日常生活や様々な場面や状況で、道徳的価値を実現するための適切な行為を主体的に選択し、実践することができるような内面的資質の向上を図る。

ウ　人権教育の充実

人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、子ども、障害者、同和問題（部落差別)、外国籍又は外国にルーツを持つ人、性的マイノリティ、感染症等に係る人権問題をはじめ、様々な人権問題の解決を目指した教育を人権教育として総合的に推進する。

エ　子どもを守る体制づくりの推進

いじめ・暴力行為等の問題行動に対して、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門人材を活用し、校内の生徒指導体制の充実を図り、関係機関が一体となったチーム学校としての組織体制の構築を推進する。

オ　いじめ防止の取組の推進

「島本町いじめ防止等基本方針」を踏まえ、いじめの防止等に取り組む。いじめの早期発見や対応の在り方等について、管理職及び教職員の共通理解を深めておくよう指導する。

カ　不登校への取組の推進

不登校児童・生徒又はそれに準ずる児童・生徒に対し、家庭及び関係機関と連携しながら「きめの細かい指導・支援」のより一層の充実を図るとともに、個の状況に応じた多様な学びの場や居場所を提供できるよう努める。

キ　暴力行為・ヤングケアラー等の取組の推進

教職員一人一人が児童虐待やヤングケアラーを発見しやすい立場であることを自覚し、児童虐待の認識を深め、子どものわずかな変化も見逃さないよう日頃から十分注意を払い、早期発見・早期対応に努める。

②　本年度の指示事項

ア　学級づくりの推進
各学級担任が、全ての児童・生徒が安心して過ごすことができるような学級づくりを行うこと。そのために、各学級の状況に応じた発達支持的生徒指導を工夫すること。
イ　道徳教育の充実
各校の道徳教育推進教師が中心となり、児童・生徒の成長段階に応じた系統的な道徳教育年間計画を作成するとともに、特別の教科 道徳を要として、学校の教育活動全体を通じて推進すること。
ウ　人権教育の充実
全ての教職員が研修等を通じて自らの人権感覚を高めるとともに、あらゆる場面で人権意識を絶えず見つめ直しつつ教育活動を行うよう指導すること。また、各校における人権教育年間計画に基づいた人権教育に取り組み、児童・生徒一人一人が人権及び人権問題に関する正しい理解と、その基盤となる力を育むことができるよう工夫すること。
エ　子どもを守る体制づくりの推進
各校において校内生徒指導体制のさらなる充実を図るとともに、児童・生徒一人一人の心身の状況把握に努め、保護者や専門家、関係機関と連携しながら、教職員全体で支えていくこと。
オ　いじめ防止の取組の推進
いじめの早期発見・早期対応については、日常から子ども理解に努めるとともに、子どもの不安や多様な悩みをしっかり受け止められるよう信頼関係を築くこと。教職員がいじめ（疑いを含む。）を発見し、又は相談を受けた場合には、一人で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策会議を開催し、組織的な対応につなげるよう指導すること。その際、被害児童・生徒の心情に寄り添った対応に努めること。
カ　不登校への取組の推進
不登校児童・生徒の状況や背景が多様・複雑であることを踏まえ、児童・生徒が自らの進路を主体的に選択し、社会的に自立することを目指せるよう、島本町教育支援センター自立支援教室パコや民間の団体等との連携を含め、実状に応じた適切な支援に努めること。

キ　暴力行為・ヤングケアラー等の取組の推進
子どもへの虐待の防止に当たっては、児童虐待の防止等に関する法律の趣旨を踏まえ、「虐待を発見した場合」や確証がなくても「疑いのある場合」には、校長・園長・所長を窓口として子ども家庭センター、教育委員会、健康福祉部こども家庭課、要保護児童対策地域協議会などに速やかに相談や通告を行い、組織的に対応するとともに各関係機関と継続的な連携を図ること。特に、早期発見の観点から、児童・生徒アンケートやスクリーニングシート等を有効に活用し、欠席が目立ち始める等心身の状態に変化が見られる児童・生徒に対して、児童虐待及びヤングケアラーの可能性も視野に入れ、児童・生徒や家庭の支援ニーズを含めた現状把握に努めながら、組織的・計画的な支援を行うこと。加えて、支援する際には、事前に教職員全体でヤングケアラーに関する意識を揃えておくこと。

③　実施内容及び評価

ア　学級づくりの推進	達成状況	○
不登校児童・生徒の状況や背景が多様・複雑であることを踏まえ、児童・生徒が自らの進路を主体的に選択し、社会的自立を目指せるよう、校内支援ルームの活用をはじめ、実状に応じた適切な支援が行われるよう各校に対して指導を行った。 また、発達支持的生徒指導の一環として、児童・生徒の主体性を重視した学級経営について、法定研修において、各学校に指導・助言を行った。		
イ　道徳教育の充実	**達成状況**	**○**
各学校の道徳教育推進教諭が中心となって年間計画を作成し、「違いを理解し、自他を尊重すること」を重視した道徳教育を実施した。また、島本町人権教育研究協議会や島本町教育研究会等と連携し、教職員の道徳教育における実践力を向上させるための研修を実施した。		
ウ　人権教育の充実	**達成状況**	**○**
島本町人権教育研究協議会における「部落問題学習」「子どもの育ちと進路保障」「ともに学び、ともに育つ」「ジェンダー平等教育」の４つの専門部会の活動が４年目となり、昨年度から継続して様々な世代の教職員が、共に考え、共に実践を創造する取組の充実を図ることができた。		

エ　子どもを守る体制づくりの推進　　達成状況　○

大阪府スクールソーシャルワーカースーパーバイザーを講師に迎え、各小中学校において支援体制の強化を目的とした推進会議を開催した。ケース対応においては、各関係機関と連携し、情報共有を行うとともに、個別のケースについて検討会議を実施した。また、警察・福祉・教育・保健などの関係部局・機関が連携する要保護児童対策地域協議会にも参画し、児童虐待の通告があった場合には、ケース検討会議を開催し、適切な対応を行った。

【スクールソーシャルワーカーの活動】

会議名	実施回数
島本町教育センター連絡会	11回／年
島本町スクールソーシャルワーカー連絡会	3回／年

※　スクールソーシャルワーカー１人当たり月４回、各小中学校に派遣

オ　いじめ防止の取組の推進　　達成状況　○

定例校長会や生活指導連絡協議会等における通知や、各学校での、積極的ないじめ認知に取り組んだ結果、認知件数が増加した。各事案に対しては、一つ一つ丁寧に対応し、適切な対策につなげることができた。また、島本町いじめ等対策委員会を２回開催し、いじめ防止の有効な対策等を検討するとともに、町のいじめ・不登校（虐待）対策連絡会を３回開催し、いじめを予防する包括的な取組を共有した。

【小・中学校におけるいじめの認知件数(件)及び千人率(人)】

			令和6年度	令和7年度
小学校	島本町	件数	151	171
		千人率	77.9	87.2
	大阪府	千人率	152.7	現在未公表
	全国	千人率	102.7	現在未発表
中学校	島本町	件数	75	138
		千人率	82.1	149.2
	大阪府	千人率	64.5	現在未発表
	全国	千人率	45.6	現在未発表

※　児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）より

※　千人率：児童・生徒1,000人当たりの発生率

※　令和６年度「いじめ」の認知ケース（小学校151件、中学校75件については解消）

カ　不登校への取組の推進	達成状況	○

不登校児童・生徒の状況や背景が多様・複雑であることを踏まえ、児童・生徒が自らの進路を主体的に選択し、社会的に自立することを目指せるよう、島本町教育支援センター自立支援教室パコや民間の団体等との連携に努めた。また、中学校と連携して、自立支援教室パコで中学校の試験を実施した。

【長期欠席児童・生徒の状況（人）】

	病気	経済的理由	不登校	その他	合　計
小学校	5	0	72	4	81
中学校	8	0	81	1	90
合　　計	13	0	153	5	171

※　児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）より

キ　暴力行為・ヤングケアラー等の取組の推進	達成状況	△

暴力行為については、教員の丁寧な見取り及び対応により認知件数が増加しているが、児童・生徒が暴力によらない感情の表出の仕方については、今後も指導を継続していく必要がある。

普段の健康観察や学期に一度の生活アンケートに加え、発達を支援する生徒指導を通じて、虐待の可能性に十分注意を払い、早期発見と対応に努めるよう各校と情報共有を行った。また、関係課と密に連携し、学校や関係課から速やかに保護者へ連絡を行うことで、保護者による虐待の早期発見・対応につなげることができた。

【暴力行為の状況（件）】

	小学校		中学校	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
暴力行為の発生件数	23	50	22	16

※　令和７年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査

④　今後の課題

●　人権教育の充実

島本町人権教育研究協議会と連携し、小中学校の教職員全体で人権意識の向上と人権に関する知識・理解を深めるための研修や、人権教育の指導力の向上に向けた研修を引き続き組織的・計画的に進める。

●　暴力行為・ヤングケアラー等の取組の推進

暴力行為については、日々の発達支持的生徒指導を大切にしながら、人権教育や道徳教育に取り組む必要がある。今後も、島本町小中学校生活指導研究協議会と連携を図り、児童・生徒に寄り添った取組を各学校で推進していく必要がある。

（４）健康教育・保育の充実と体力づくりの推進

①　令和７年度重点目標

ア　健康教育の充実

健康教育（保健・安全教育及び食に関する指導）の推進に当たっては、学校保健委員会等を組織し、全ての学校で健康や食育に関する全体計画、年間指導計画を継続して策定する。その際、体育・保健体育や生活科等の教科と「総合的な学習の時間」や特別活動との関連を図る。また、保護者を委員とした学校保健委員会を開催するなど、家庭や地域との連携による健康教育推進に努める。

イ　体力づくりの推進

小中学校では、体力向上の取組推進に当たり、大阪府教育委員会が作成した「体力向上実践事例集」を活用し、各学校の状況や子どもの実態に応じた体力づくりの取組を進める。また、町内の小中学校全学年において、継続して新体力テストを、小学校３・４年生においてＩＣＴ活用による子どもの体力向上事業「めっちゃＭＯＲＩＭＯＲＩスポーツテスト」（小学３・４年生スポーツテスト）を実施し、各校が作成したアクションプランに基づいた体力向上の取組を推進する。

ウ　体育活動の充実

児童・生徒が様々な運動の特性に触れることができるよう、体育授業の充実や地域人材等の活用を進めながら、スポーツや運動遊びの日常化を図り、児童・生徒の運動習慣の確立に努めるよう指導する。

エ　熱中症対策の徹底

近年の猛暑等に起因する熱中症に対しては、小学校体育科及び中学校保健体育科を中心に、児童・生徒に対する予防啓発に努めるとともに、教職員も暑さ指数を意識した教育活動を実施し、さらに家庭とも連携して熱中症事故の防止に努めること。

オ　食育の推進

食育基本法を踏まえ、食育推進基本計画(学校における食育の推進・学校給食の充実)を具現化していくため、食事を作る楽しさを知り、栄養や食事のとり方を理解し、望ましい食生活を送る心構えを養い、また、家庭においても自ら栄養バランスに関心を持ち、食に関する役割を担える児童・生徒の育成に努める。

カ　食物アレルギー事故防止の徹底

学校における食物アレルギー事故防止の徹底を図り、食物アレルギー対応に関する具体的な方針やマニュアルを定期的に見直し、研修等において教職員に周知を図る。

キ　性に関する指導の充実

性に関する指導については、幼児・児童・生徒の発達段階を踏まえ、ジェンダー平等の視点や「性の多様性」について、教職員が理解し、実態に応じた指導に努める。

②　本年度の指示事項

ア　健康教育の充実

喫煙・飲酒・薬物乱用防止の指導については、教職員や保護者への啓発も含め、関係機関や専門家等を活用しながら、学校教育活動全体を通じて適切に取り組むこと。とりわけ、中学校については、薬物乱用防止教室等を年に１回以上開催すること。また、学習指導要領の中学校保健分野において、「がんについても取り扱うものとする」と明記され、健康教育の一貫として、自他の健康と命の大切さについて学び、がんに対する正しい理解と、がん患者や家族などのがんと向き合う人々に対する共感的な理解を深める「がん教育」の実践に取り組むこと。

イ　体力づくりの推進

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果をふまえて、児童・生徒の体力状況を正確に把握・分析し、学校全体で授業等の工夫・改善を行うことにより、児童・生徒の運動習慣を育み、体力づくりを推進すること。

小学３・４年生スポーツテストについては、１人１台端末の活用により、児童の体力状況を正確に把握・分析し、学校生活の様々な場面で実施可能なアクションプランを作成すること。

ウ　体育活動の充実

小学校では、引き続きトップアスリートふれあい事業やオリンピアン・パラリンピアン派遣事業等を活用し、児童の体育に係る意欲向上に努めること。中学校部活動については、「島本町部活動の在り方に関する方針」（島本町部活動ガイドライン）を基に、各中学校の部活動に係る活動方針にのっとり、生徒の自主性・主体性を尊重し、休養日の設定等望ましい活動日数・時間を検討し計画的に実施すること。また、部活動の地域移行に関わる事項を主たる議題として、これに係る環境の整備を推進するため、部活動地域移行検討連絡会（仮）を検討すること。

エ　熱中症対策の徹底

「熱中症事故の防止に向けた対応について（通知）」を参考に、暑さ指数が３１℃以上となった場合は運動中止としたことから、通常の体育の授業・水泳の授業・部活動・校外学習・学校行事等においても、適切な実施の判断を行うこと。暑さ指数による指標を活用し、適切な措置を講じるなど熱中症事故の防止に万全を期すよう、教職員に指導するとともに、保護者への周知に努めること。

オ　食育の推進

健全な学校生活を送る上で食事の栄養バランスを考えることは、学習意欲・集中力・体力を向上させるために大切な課題であることから、望ましい食習慣の形成に結びつく実践的な態度を育成できるよう、食育の取組を実施すること。また、学校給食・食育を通して自らの食生活を振り返ることにより、生活習慣を見直し、改善していく意欲を培い、今後生涯に渡って食生活を営んでいく基礎を築いていけるよう指導すること。

カ　食物アレルギー事故防止の徹底

食物アレルギーを有する児童・生徒の安全を最優先とし、普段から食物アレルギー対応委員会等での緊急時における対応を定期的に確認し、対応できるようにすること。対応申請の確認から面談や対応開始まで、必ず複数で確認するとともに、誰もが対応の流れを把握した上で、組織的に対応できるようにすること。また、事故及びヒヤリハット等が発生したときは、校内で情報共有を行い、改善策等を検討すること。

キ　性に関する指導の充実

性教育を推進する際には、児童・生徒の発達段階を踏まえ、全教職員の共通の理解の下、校内体制を整えるとともに、集団指導と個別指導を効果的に組み合わせ、適切な指導を行うこと。

③　実施内容及び評価

ア　健康教育の充実	達成状況	○

各学校において、学校保健計画と食に関する指導の全体計画を策定し、教科横断的な視点から健康教育を推進した。継続して薬物乱用防止教室を実施するとともに、各種健康診断に絡め、養護教諭が中心となって健康教育を実施した。また、各学校において、「保健だより」を定期的に発行し、健康や心身の発達への関心・実践、生活習慣等の大切さについて、児童・生徒や保護者に啓発した。

イ　体力づくりの推進	達成状況	△

全国体力・運動能力、運動習慣等調査や小学校３・４年生を対象としたＩＣＴ活用による子どもの体力向上事業の体力調査について、児童・生徒に意義や目的を共有し、目標を立てて取り組んだ。さらに、小中連携の観点から研究授業等を実施し、指導力の向上に努めた。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果では、小学校男子において、全国平均を上回ったものの小学校女子、中学校男女において全国平均を下回る結果となった。

【体力・運動能力、運動習慣等状況調査における体力合計点】

［小学校］

	男　子	女　子
令和6年度	49.9	46.6
令和7年度	50.6	48.8

※　全国平均を５０としたときの比較値であるT得点を記載

［中学校］

	男　子	女　子
令和6年度	47.6	49.3
令和7年度	47.5	49.7

※　全国平均を５０としたときの比較値であるT得点を記載

ウ　体育活動の充実	達成状況	○

小学校では、体育の授業において、児童が積極的に活動する場面を多く確保するとともに、授業間の時間等も活用し、各学校で体力向上の取組を推進した。
中学校では、運動部活動の活性化を図るため、専門性や技術指導力を持つ地域人材を外部指導者として継続的に派遣した。第一中学校には７人、第二中学校には７人の外部指導者を派遣し、年間延べ５３９回の指導を実施した。

エ　熱中症対策の徹底	達成状況	○

通常の体育の授業・水泳の授業・部活動・校外学習・学校行事等において、適宜、暑さ指数を計測し、適切な実施の判断を行うよう通知するとともに、学校における月ごとの暑さ指数計測記録の把握に努め、熱中症予防の取組を継続して行った。

オ　食育の推進	達成状況	△

町内に配置している栄養教諭を活用し、家庭科を中心として、様々な教科で食育の授業を教科横断的に実施することができた。栄養教諭の勤務がない学校においても、栄養教諭を派遣して食育の授業を実施した。また、各学校において、定期的に「給食だより」を発行し、食の大切さについて児童・生徒や保護者に啓発した。
全国学力・学習状況調査の児童質問及び生徒質問の「毎朝、朝食をとる」の項目では、肯定的回答割合について、小学校においては全国平均を上回ったものの、中学校においては全国平均を下回る結果となった。

【全国学力・学習状況調査の児童質問及び生徒質問の肯定的回答割合(%)】

		令和6年度		令和7年度	
		小　学　校	中　学　校	小　学　校	中　学　校
毎朝、朝食をとる	島本町	95.4	91.5	97.2	88.9
	大阪府	92.3	89.1	92.6	88.9
	全　国	93.7	91.2	93.7	91.2

カ　食物アレルギー事故防止の徹底	達成状況	○

食物アレルギー対応については、教職員対象の研修を複数回実施し、食物アレルギーに対する理解を深めるとともに、事故発生時のシミュレーション訓練を行うことで、校内の即応体制を整備した。また、できるだけ多くの児童・生徒に対し、安心・安全な給食を提供することができるよう、食物アレルギー児でも喫食可能な献立を増加した。

キ　性に関する指導の充実	達成状況	○

保健・体育科や社会科、特別の教科道徳の授業を中心に、ジェンダー平等の視点や「性の多様性」について学習を深め、違いを認め合う集団づくりを推進した。

④　今後の課題

●　体力づくりの推進

児童が日頃から様々な運動の特性に触れることができるよう、運動遊びの更なる充実を図る必要がある。特に、ＩＣＴ活用による子どもの体力向上事業で提供されたコンテンツに、体力向上に効果的な運動遊び例が動画で提供されていることを踏まえ、児童が各自の特性や課題に関連した運動遊びを自己選択・調整できるように指導していく必要がある。

●　食育の推進

食育の推進に関わって、共食（誰かと一緒に食事をすること）や朝食の喫食習慣の効果を具体的に示しながら、啓発していく必要がある。また、各教科と連携し、栄養教諭等が学級担任や教科担当者と協働した食育授業の実施について、カリキュラム・マネジメントの視点を持ちながら更なる実践が必要である。

（５）支援教育・保育の充実

①　令和７年度重点目標

ア　個別の教育支援計画・指導計画の作成・活用

平成２８年４月１日から施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）に基づき、障害のある子を含む全ての子どもに対して、一人一人の教育的ニーズに合った適切な教育的支援を行う教育の推進を図る。

イ　「ともに学び、ともに育つ」教育の推進

発達障害を含む障害のある全ての子ども一人一人が安心して過ごせる教室づくりを推進するとともに、「ともに学び、ともに育つ」という観点からの学校づくり・集団づくりをより一層進める。

ウ　支援体制の充実

島本町支援教育研究協議会を中心に町全体の支援教育について、各保幼小中学校間の連携を推進することで、切れ目のない支援体制の充実を図る。

エ　通級指導の充実

通級指導教室での効果的な指導・支援が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図る等、教師間の連携に努める。

オ　特別支援学級の充実

特別支援学級では、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るため、個に応じた自立活動を取り入れる。

カ　支援の連携

０歳から成人までの連続した支援体制を目指し、支援が必要な子どもに対するライフステージに応じた連続性のある「縦と横の連携支援」を推進する。

②　本年度の指示事項

ア　個別の教育支援計画・指導計画の作成・活用

各校の校内支援委員会が中心となり、障害のある子を含む全ての子どもに対して、一人一人の教育的ニーズに合った適切な教育的支援を行う教育の推進を図ること。また、就学相談に当たっては、子どもの教育的ニーズの把握に努めるとともに、保護者からの意見を聴取し、本人及び保護者の意向を最大限尊重した対応を行うこと。

イ　「ともに学び、ともに育つ」教育の推進
障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことを前提とした教育課程を編成するとともに、通常学級で学ぶ全ての子どもにとっての合理的配慮の充実を図ること。
ウ　支援体制の充実
島本町支援教育研究協議会で連携・共有したことを、確実に共有し、各校における支援教育の充実に努めること。
エ　通級指導の充実
通級指導教室との連携を柱に、支援を必要とする一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援について共通理解を図り、インクルーシブ教育の実現を目指すこと。
オ　特別支援学級の充実
児童・生徒の障害の状況に応じた指導・支援の工夫や、支援学級及び通級による指導における自立活動の充実を図ること。
カ　支援の連携
０歳から成人までの連続した切れ目のない支援を実施していくために、教育センター連絡会を柱に学校、幼稚園、保育所といった縦の連携支援、教育相談員、発達相談員、スクールソーシャルワーカー、府立支援学校及び健康福祉部こども家庭課等の各関係機関といった横の連携を図ること。

③　実施内容及び評価

ア　個別の教育支援計画・指導計画の作成・活用	達成状況	○
障害のある子を含む全ての子どもに対して、一人一人の教育的ニーズに合った適切な教育的支援の充実を図り、個別の支援が必要な子どもに対して「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成し支援体制を推進した。また、就学相談に当たっては、小学校及び就学前保育教育施設等と連携し、子どもの教育的ニーズの把握に努めるとともに、本人及び保護者の意向を最大限尊重した対応に努めた。		
イ　「ともに学び、ともに育つ」教育の推進	**達成状況**	**○**
障害のあるなしにかかわらず、全ての子どもが「ともに学び、ともに育つ」ことを目指した教育課程を編成するとともに、通常学級における基礎的環境整備と合理的配慮（指示を口頭で行うだけでなく、視覚的に分かるようにする等）の充実に努めた。		

ウ　支援体制の充実	達成状況	○

教職員全体で、支援を必要とする一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援について共通理解を深めるとともに、島本町支援教育研究協議会における研修等の活動を充実させ、切れ目のない支援を推進した。

【教育センターにおける教育相談】

令和6年度		令和7年度	
相談件数（件）	相談者数（人）	相談件数（件）	相談者数（人）
353 (43)	343 (43)	371 (17)	409 (17)

※　（　）内は面談以外の電話等による相談数

エ　通級指導の充実	達成状況	○

通級指導担当教員連絡会を定期的に開催し、通級による指導及び支援が効果的かつ適切に行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図る等、教員間の連携に努めた。

オ　特別支援学級の充実	達成状況	○

支援学級に在籍する全ての児童・生徒が、障害による学習上及び生活上の困難を克服し、自立を図るための「自立活動」を確実に実施できる学校体制づくりを推進した。

カ　支援の連携	達成状況	○

就学前の保護者との就学相談において、幼児・児童・生徒の教育的ニーズの把握に努めるとともに、早期から就学に関する丁寧な説明と適切な情報提供を行った。連携支援としては、教育センター連絡会を年間１１回開催し、保健・福祉・医療・教育の関係機関による連携の推進を図るとともに、教育センターにおいて、専門相談員による教育相談を実施した。

④　今後の課題

●　「ともに学び、ともに育つ」教育の推進

地域における共生社会の実現を目指し、全ての児童・生徒、教職員及び保護者に対して、支援教育の理解と啓発を推進させ、インクルーシブ教育の取組を進めるとともに、全ての児童・生徒が安心して学べる学校づくり・集団づくりを推進していく。

●　通級指導の充実

通級指導教室と通常学級が連携することで、障害の有無にかかわらず誰もが安心して過ごせる学校づくりに向け、関係部局と連携しながら教育環境の整備に努める。

また、教職員間のチームワークづくりを強化し、支援体制の円滑化を図るとともに、一人一人の状況に応じた適切な配慮と支援を行い、より良い学習環境の実現に努める。

● 長井先生からの御意見

⑵確かな学力の育成

ア　学力向上の取組の充実、イ　カリキュラム・マネジメントの充実

2030年度以降の新しい学習指導要領の告示に伴い、ハイブリッドで教科書を活用されると思いますが、デジタル教科書をすでに活用されている他国の現状などを踏まえ、教科毎、学年ごとに明確な目的を持ってデジタル教科書を活用されることを望みます。

オ　主体的・対話的で深い学びの実現

教職員の職務のスリム化の観点から、新体力テストや学校評価・授業評価など、可能な範囲で積極的に活用されることをお願いします。

カ　学校図書館の活用

様々な読書活動を推進しておられるとのこと、その結果についても記述されることを望みます。なお、海外では教室に本棚が設置されての読書活動の推進もされているとのこと。例えば各教室に小さな本棚を置き、保護者などから児童生徒のためになるであろう本を提供していただいて教室に置き、それを学期ごとに教室の本を入れ替えるなどして読書を推進するなどの工夫も考えられると思います。

⑷健康教育・保育の充実と体力づくりの推進

エ　熱中症対策の徹底

熱中症指数というのは暑さ指数（ＷＢＧＴ）のことだと考えます。そうであるならば、国の熱中症予防サイト（https://www.wbgt.env.go.jp/）では、参考として気温も記述されていますが、指数としては３１以上が原則として運動中止とされており、２８以上３１未満が厳重警戒(激しい運動は中止)となっています。学校への指示を熱さ指数で指導されるのであれば、指数（参考として気温）で指示されればよいかと思います。

● 中村先生からの御意見

⑴みづまろキッズプラン及びキャリア教育の推進

ウ　進路指導・キャリア教育の充実

高等学校教育の多様化を推進する様々な制度改革により、生徒それぞれの個性や能力に応じた進路選択ができるようになっています。情報の迅速な収集と適切な提供によって、生徒それぞれが、多様な内容を様々な方法で学ぶことができる進路選択が可能となりますので、引き続きよろしくお願いします。

⑵確かな学力の育成

キ　英語教育の推進

全ての町立保育所・幼稚園及び小中学校において、系統的な英語教育を実施しており、中でも中学校においてオンライン英会話事業を導入したことは、生徒の英語力の状況結果からも顕著に表れていると思います。今後もより一層の充実を期待しています。

⑶豊かな人間性の育成

ア　学級づくりの推進

全国学力・学習状況調査において、「学校に行くのは楽しいと思いますか」という設問に対する小学生(児童)の肯定的な回答が、全国や大阪府と比べても下回っています。全体での肯定的な回答の割合は８割を超えている一方、「学校に行くことが楽しいと思わない」児童が２割弱はいるということです。

毎日安心して過ごすことができる「居場所づくり」、互いを認め合える「人間関係づくり」、子どもたちが主体となる魅力ある授業や行事等、これらに関する数多くの取り組みがしっかりと効果を挙げられるよう期待しています。

キ　暴力行為・ヤングケアラー等の取組の推進

児童虐待やヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることから、表面化しにくい構造となっています。その中で、学校を通した任意の実態調査等は、早期の把握につながり、また、日頃からスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどを含めた校内支援会議で、心配な児童生徒の情報共有を行うことが、子どもたちを支えることに大きくつながることと思いますので、今後より一層の丁寧な取り組みをお願いします。

⑷健康教育・保育の充実と体力づくりの推進

イ　体力づくりの推進　および　ウ 体育活動の充実

全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果から、「体育の授業は楽しいですか」という設問に対する回答で、特に小学校において、全国との比較だけでなく前年度の島本町との比較でも「楽しい」という回答の割合が減っています。体育の授業が楽しければ「運動が好き」にもつながり、ひいては体力向上にもつながります。体力向上を前面に出しすぎて、子どもたちが「やらなければいけない」「やらされている」といった感情になってしまわないよう、それぞれの運動領域において、「楽しい」「もっとしてみたい」という感情となるような体育授業の実現に向け、さらなる授業改善・指導力向上に取り組んでいただきたいと思います。

２　信頼される学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり

（１）地域に根付いた学校・幼稚園・保育所・学童保育室の運営体制の推進

①　令和７年度重点目標

ア　機能的な学校園所の運営

校長・園長・所長・室長は、学校・幼稚園・保育所・学童保育室の運営体制の確立に当たり、経営方針等を教職員に周知し、教育・保育目標の共有化を図る。また、各分掌組織の活性化に努め、教育・保育目標を達成するための組織的な取組を推進する。さらに、学習指導、生徒指導等における現状の把握・分析に努め、その課題解決を図るため、可能なものについては数値目標を挙げるなど、具体的な目標や、計画を設定し、目標の達成度や計画の進捗状況について自ら点検・評価・整理する。

イ　学校評価の充実

小中学校においては、学校教育自己診断を年１回実施し、その分析結果を学校の教育活動に生かすとともに、学校協議会を年３回以上開催し、保護者や地域社会の意見や評価を学校の運営改善に反映させる。また、教育週間等を通じて学校協議会委員による教育活動・授業等の参観を実施し、各委員が学校の状況を的確に把握できるよう取り組む。また、学校運営協議会を第二中学校で開催し、より地域と協働した学校運営を実施する。

ウ　地域との連携

地域社会の持つ教育資源である多様な人材を、学校の様々な教育活動に積極的に活用するため、学校を支援する地域組織であるボランティアとの連携を図るとともに、保護者や地域と一体となった教育コミュニティづくりを進め、小中一貫教育に係る縦（校種間）と横（学校と地域社会）の関係を強化する。

②　本年度の指示事項

ア　機能的な学校園所の運営

社会に開かれた教育課程を実現するために、学校の経営方針、教育目標、学校教育自己診断結果、学校運営協議会及び学校協議会における協議内容等について、保護者等にできる限り分かりやすく周知を図る方策を講ずること。

機能的な学校運営を進めるために、校務分掌の見直しや教職員の事務負担軽減等の取組みを推進すること。

イ　学校評価の充実

学校運営の改善にあたっては、学校教育自己診断を活用した自己評価を実施し、目標の達成度や計画の進捗状況について自ら点検・評価を行うとともに、学校関係者評価等により、保護者や地域住民等の意見を生かすよう努めること。

社会に開かれた教育課程の実現に向けて、他校における学校運営協議会の設置について検討し、地域とともにある学校づくりを推進すること。また、学校運営協議会の成果と課題について整理し、今後の取組を充実させること。

ウ　地域との連携

学校の様々な教育活動を支援する地域人材のボランティアや学生ボランティア等の活用については、ボランティアと連携を行い、子どもの実態やニーズ、学校の状況に応じて適切な人材を配置するよう努めること。

③　実施内容及び評価

ア　機能的な学校園所の運営	達成状況	○

社会に開かれた学校・幼稚園・保育所づくりを目指し、学校・幼稚園・保育所だよりやホームページを活用して、各学校・幼稚園・保育所の取組状況を広く伝えた。また、地域に根ざした学校教育を展開するため、学校運営協議会又は学校協議会での協議内容を基に、保護者及び地域の意見を自校の教育活動に反映させるよう努めた。

小中学校においては、学校教育自己診断（１１月～１２月実施）を活用し、取組の検証を行った。保護者回答においては「わからない」の回答割合が昨年に比べ減少した。

【令和７年度学校教育自己診断における「ＩＣＴの活用について」回答状況（%）】

	わからない・無回答	
	令和6年度	令和7年度
小学校保護者	24.1	17.2
中学校保護者	17.1	15.8

【令和７年度学校教育自己診断における「いじめ防止・対応について」回答状況（%）】

	わからない・無回答	
	令和6年度	令和7年度
小学校保護者	26.8	23.5
中学校保護者	21.4	19.3

【令和７年度学校教育自己診断における「キャリア教育について」回答状況（%）】

	わからない・無回答	
	令和6年度	令和7年度
小学校保護者	28.4	22.6
中学校保護者	23.5	22.2

イ　学校評価の充実	達成状況	○

第二中学校において、学校運営協議会を年間３回実施した。また、その他の学校でも年間３～５回の学校協議会を開催した。各学校の取組について頂いた意見を、今後の学校運営に生かすよう指導・助言を行った。

【学校運営協議会・学校協議会開催回数（回）】

		第一小学校	第二小学校	第三小学校	第四小学校	第一中学校	第二中学校
開催回数	令和6年度	4	5	4	3	5	3
	令和7年度	4	5	4	3	5	3

※　第二中学校のみ学校運営協議会を設置

ウ　地域との連携	達成状況	○

学校に必要な様々な教育活動を支援する地域人材や学生を、学校の必要に応じて配置できるよう要綱の改正を行った。学習アドバイザーや図書ボランティア等と連携し、放課後学習会やテスト前学習会、絵本の読み聞かせ等を行った。

また、定例校長会等において、地域資源の活用について周知し、地域資源を生かした教育課程の推進についての啓発に取り組んだ。

④　今後の課題

●　機能的な学校園所の運営

保護者・地域から信頼される学校・幼稚園・保育所づくりの推進に向け、学習指導要領や働き方改革を踏まえた学校経営方針、教育目標等を、これまで以上に教職員や保護者に分かりやすく周知し、目標の共有化を更に進める。また、学校教育自己診断の結果や課題解決の方法、学校協議会での協議内容についても広く情報を公開し、引き続き工夫改善に努める必要がある。

学校教育自己診断の内容について、保護者の回答で依然「わからない」が多く見られたことから、当該質問内容の説明を学校だよりやホームページなどを活用して行う。

●　学校評価の充実

令和８年度から中学校区に設置することとなった学校運営協議会について、各学校長と情報共有し、課題把握に努める必要がある。

（２）安全・安心な学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり

①　令和７年度重点目標

ア　学校事故対応の徹底

校長のリーダーシップの下、学校安全計画や危機管理マニュアルに基づく学校全体としての活動や適切な役割分担に基づく事故・災害発生時の対応ができるよう校内体制を整える。

イ　子どもの安全確保

子どもの安全確保を図るため、施設設備の点検と整備の充実に努める。また、学校・幼稚園・保育所・学童保育室の内外を問わず、子どもの安全を確保するため、安全管理体制の充実をはじめ、保護者や安全ボランティアの協力を得ながら、登下校時の子どもの見守り活動の取組を促進する。

さらに、安全ボランティアの人員確保とともに、日常生活の様々な場面において、気軽に防犯の視点を持って、子どもたちの安全を守る活動、いわゆる「ながら見守り」（※）についても周知を行う。見守りの担い手の裾野を広げることで、犯罪の未然防止や地域の安全・安心に対する関心の醸成に努める。

ウ　地域等との連携

地域や関係機関と連携しながら、青少年の非行防止に努めるとともに、子どもが安心して暮らせる環境づくりのため、「こども１１０番の家」運動の周知を図るとともに、安全教育の推進に努める。

エ　地域人材の確保

ＰＴＡ・保護者会や自治会等との連携を強め、各校区の安全ボランティアの人材確保に努める。

オ　民間学童保育室の開設・運営

近年の学童保育利用ニーズに対応するため、民間による新たな学童保育室を開設し、子育て世帯が安心して子育てできる環境の整備を進める。

（※）ながら見守り

登下校に限らず、更に見守りの担い手の視野を広げるため気負わず、構えすぎず日常生活を普通に送りながら、ウォーキング、ジョギング、買い物、犬の散歩、花の水やり、清掃活動、通勤、仕事の外回りなどの場面において、子どもたちの安全を見守る活動のこと。

②　本年度の指示事項

ア　学校事故対応の徹底

学校における実践的・実効的な安全教育を推進するとともに、児童・生徒に、いかなる状況下でも自らの命を守り抜き、安全で安心な生活や社会を実現するために自ら適切に判断し主体的に行動する態度の育成を図ること。

万一の事件・事故等の緊急事態に対処できるよう、学校独自の危機管理マニュアルを作成し、様々な事態を想定した実践的な訓練を実施するなど、危機管理体制を整えること。また、実効性のあるマニュアルとなるよう、適宜点検・見直しを行うこと。

全ての教職員が子どもの心肺停止に備え、ＡＥＤの使用を含めた心肺蘇生法を実践できるよう努めること。

幼児・児童・生徒の精神疾患等メンタル面を含めた生活全般についての状況把握を適切に行い、相談体制の充実等に取り組むこと。

イ　子どもの安全確保

学校における安全計画のもと、適切に安全点検を実施すること。また、校内の安全管理体制を見直すとともに、登下校時の児童・生徒の安全のために、保護者や安全ボランティアと連携すること。

ウ　地域等との連携

関係機関と連携しながら啓発や防犯活動を実施するとともに、「こども１１０番の家」運動を広報誌等で周知すること。また、発達段階に応じて、自ら自分の身を守る力を育成すること。

エ　地域人材の確保

地域で子どもたちを守るという視点から、安全ボランティアと連携するなど、幼児・児童・生徒の安全確保についてきめ細かな対応を行うこと。また、登下校時の通学路については、道路管理者等関係機関と連携し、危険箇所における安全対策を実施するとともに、一層の安全確保を図るよう努めること。

安全ボランティアの人材確保に当たり、学校だよりや学校ホームページにも募集記事を掲載するなど、活動者数の増加に努めること。

オ　民間学童保育室の開設・運営

民間学童保育室を運営する事業者が、開設準備を行うに当たり、必要な支援や手続を行い、円滑な事業実施が行えるよう密な連携を行い、町の他の公立学童保育室との連携等についても検討すること。

③　実施内容及び評価

ア　学校事故対応の徹底	達成状況	○

各学校・幼稚園に対し、年度当初に危機管理マニュアルの確認及び更新等を行うよう指導・助言を行うとともに、学校安全月間（６月）として、災害時の避難訓練、引渡し訓練、不審者対応訓練、ＡＥＤを活用した心配蘇生法訓練等を関係機関と連携して実施した。

また、各学校において関係機関と連携した防犯教育等を実施し、児童・生徒の安全確保や危機回避の意識向上に努めた。

イ　子どもの安全確保	達成状況	○

学校等では、消防設備や電気設備などの点検を行うとともに、児童・生徒が安心して生活を送ることができるように努めた。

通学路の安全確保として、島本町全体の「子ども安全マップ」を作成し、各学校等に掲示することで、危険箇所や交通安全等について注意喚起を図った。また、学校・保護者・警察・町都市創造部等と連携し、引き続き通学路の安全点検について協議した。

ウ　地域等との連携	達成状況	△

「こども１１０番の家」運動推進会議を年３回実施し、各校のＰＴＡと連携し、地域の実情の把握に努めた。また、町ホームページや広報誌等を活用し、登録件数の増加に向けた普及啓発を行ったが、辞退者等により１４件の減少となった。

【「こども１１０番の家」運動の登録者数（件）】

	令和6年度 （令和7年3月31日現在）	令和7年度 （令和8年3月31日現在）
登録件数	292	278

エ　地域人材の確保	達成状況	○

児童・生徒の安全確保のため、町ホームページや広報誌等を活用し、安全ボランティアの募集を周知し、新規登録者の拡大を図った。年度当初に各校から危険度が高い配置必要箇所の情報を集約し、島本町子ども安全マップに記載をしている。その箇所に安全ボランティアを、現時点で全箇所配置できている。

さらに、より多くの地域住民の協力を得るため、「ながら見守り」の周知を推進した。

【安全ボランティアの登録者数(人)】

年度	令和6年度	令和7年度
登録者数	45	46

オ　民間学童保育室の開設・運営	達成状況	○

審査会により選定された運営事業者が、開設準備を行うに当たり、必要な支援や手続を行い、令和７年１２月１日から本町の民間学童保育室を開設した。また、開設及び運営に係る事業費について、運営事業者に補助金を交付した。

④　今後の課題

●　学校事故対応の徹底

児童・生徒に対する防災教育の推進に関して、子どもたちが「主体的に行動する態度」を育成するよう、訓練等を含めた充実に努める。また、学校・幼稚園・保育所と地域・家庭が連携し、実効性のある訓練の実施を追求するとともに、起こり得る様々な災害や非常変災を想定した危機管理マニュアルや防災計画を定期的に見直す必要がある。

●　地域等との連携

町ホームページや広報誌、学校だより、町内の各組織の会議や事業所等において、募集のお知らせを掲載・配布し、引き続き、「こども１１０番の家」の協力者の確保に努める。

●　地域人材の確保

安全ボランティアの更なる人材確保に向けて、学校だよりを活用した募集活動や各校との連携による周知活動を強化するとともに、地域の企業や商店との連携も視野に入れて、人材確保の方策を検討する必要がある。

（３）教職員の資質向上と服務の徹底

①　令和７年度重点目標

ア　職場の環境づくり

校長は、授業づくり、学級づくり等、校外研修で学んだ理論を校内で実践することをはじめ、首席や指導教諭等を活用した、日常的なＯＪＴの推進に努めるとともに、学校全体で組織的、総合的かつ継続的に取り組む。

イ　ＩＣＴ活用の指導力向上

社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員を組織的・継続的に育成し、特に、児童・生徒の情報活用能力の育成や「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、ＩＣＴの効果的な活用に係る研修等により、全ての教職員のＩＣＴ活用指導力の向上を図る。

ウ　評価・育成システムの活用

「教職員の評価・育成システム」は、年間スケジュールを遵守し、円滑かつ適切に実施する。

エ　校外研修の還元

校外の研修に参加した際には、必ず文書により復命するとともに、職員会議や各種委員会等の場で報告を行い、関係職員に成果を還元する。

オ　服務規律の遵守

不祥事発生を予防し、未然防止を図るため、年間を通じて計画的に、服務規律の遵守や生徒指導体制の在り方について教職員全体で確認を行い、周知徹底を図る。

カ　個人情報の保護

行政文書や個人情報を適切に管理することはもとより、コンピュータでの情報の処理に当たっては、情報の漏洩が生じないよう、電子情報や記録媒体の特質に応じた万全の対策を講じる。また、教職員一人一人の自覚を促すための研修を実施する。

キ　ハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、個人の人格や尊厳を侵害するとともに、職場環境を悪化させる許されない行為であることを全ての教職員が認識しなければならない。性別、年齢、国籍、障害の有無にかかわらず、全ての教職員にとって快適で働きやすい職場環境づくりに努める。

また、教職員間及び子どもに対するセクシュアル・ハラスメント等は重大な人権侵害であることを踏まえ、指針に基づき相談窓口を設置するとともに、必ず文書で明示し、教職員全体で共有する。

ク　リスクマネジメントの徹底
組織のリスクマネジメントについての理解を深め、教職員が基本的な姿勢を身に付けることを目的とする研修を実施する。

②　本年度の指示事項

ア　職場の環境づくり
校長のリーダーシップの下、教職員等が互いに学び合い、育ち合う同僚性を高めつつ、一体となって学校組織マネジメントを推進すること。 すべての教職員が、法令等の遵守など教育公務員としての自覚を一層高めるため、校内研修等の充実を図ること。
イ　ＩＣＴ活用の指導力向上
社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員を組織的・継続的に育成すること。また、ＩＣＴ活用や支援教育、人権教育等、今日的課題に十分留意したテーマの設定を行うこと。 児童・生徒の情報活用能力の育成や「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、本町主催のＧＩＧＡスクール連絡会を活用し、校内において好事例を共有するなど、すべての教職員のＩＣＴ活用指導力の向上を図ること。
ウ　評価・育成システムの活用
「教職員の評価・育成システム」の円滑な実施により教職員の意欲・資質・能力の向上と学校の活性化に努めること。 「教職員の評価・育成システム」について、管理職は制度の趣旨を十分説明するとともに、それぞれの教職員が自らの意欲・資質能力向上のために具体的な目標を設定できるよう支援すること。 育成（評価）者は、日頃から全教職員の職務遂行状況の的確な把握・記録と日々の指導・助言に努めるとともに、評価にあたっては、寛大化・中心化等に留意し、評価基準に照らして適正に行うこと。また、授業を行う教員の評価は、生徒または保護者による授業アンケートの結果をふまえるとともに、教員の授業観察を行うなど、より客観性を確保した評価を行うこと。
エ　校外研修の還元
教職員が勤務時間中に校外の研修に参加した際には、必ず文書により復命するとともに、職員会議や各種委員会等の場で報告を行い、成果を還元すること。

オ　服務規律の遵守

飲酒運転を行った教職員に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、懲戒免職または停職とするほか、飲酒運転をすることを知りながら飲酒を勧めた教職員に対しても、懲戒免職、停職または減給とされる旨を周知すること。

通勤手当の不正受給をした者に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、厳しい処分が行われる旨を周知すること。

教職員の服務規律の確保については平素から校内での周知徹底を図るとともに、万一、教職員の服務義務違反が生じた場合は、速やかに、かつ的確に、事実関係を把握し、教育委員会に報告すること。

大阪府教育庁作成の「不祥事予防に向けて」、「体罰防止マニュアル」及び本町作成の「教職員等による児童生徒等への性暴力等防止マニュアル」を用いて、全教職員に研修を実施すること。

カ　個人情報の保護

個人情報漏洩には、児童・生徒の生命・身体を脅かす危険性もあることを認識したうえで、個人情報の保護に関する法律や、各市町村の個人情報の保護に関する法律施行条例等をふまえ、適正な個人情報管理に努めること。

学校で扱う情報の処理については、情報の漏洩が生じないよう、情報資産や記録媒体の特質に応じた万全の対策を講じること。また、「島本町立学校教育情報セキュリティポリシー」を活用し、教職員一人一人の自覚を促すための研修を実施すること。

キ　ハラスメントの防止

パワーハラスメントやモラルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止に向け、指針等を参考に研修を行うこと。また、ハラスメントに関するアンケート等を実施するとともに、相談窓口を校務分掌で明示し、誰もが相談できる体制を整え、相談窓口及び相談体制が機能するよう改善を図ること。職場におけるハラスメントの防止については、管理職の役割が大きいことから、校長及び教頭自身がハラスメントに対する感覚を養い、快適な働きやすい職場環境づくりを率先して努めること。

児童・生徒へ指導等を行う際には、できるだけ密室となるような場所を避けるとともに、可能な限り複数の教員で行うよう努めること。

教職員と児童・生徒との関係においては、対等ではなく指導する立場であり、その影響力は強いものであることを自覚し、児童・生徒とのメールやＳＮＳ等の使用、または直接２人きりで会うなど、指導に関係のない私的なやりとりは行わないこと。

万一、事象が生起したときには、速やかに事実関係を把握するとともに、被害者に寄り添いながら丁寧に対応すること。また、ハラスメント防止に関する意識を啓発するための研修等を改めて実施するなど再発防止に努めること。

ク　リスクマネジメントの徹底
学校園所での事故等の未然防止のために、各校において定める安全点検を定期的に行うこと。 学校管理下において事故等が発生した場合には、幼児・児童・生徒の安全の確保を最先に、危機管理マニュアル等に基づき、迅速かつ適切な対応を行うとともに、事後においては、発生原因の究明やこれまでの安全対策の検証・見直しを行い、再発防止の対策を講じること。 学校・幼稚園・保育所・学童保育室における様々な危機管理について、リスクを最小限に抑えるため、周知のみにとどまらず、適宜訓練や研修等を実施することにより、全教職員の共通理解を図ること。

③　実施内容及び評価

ア　職場の環境づくり	達成状況	○
学校において、教職員が働きやすい職場環境づくりを推進するため、校務支援システムを活用し、業務の効率化や情報共有の効率化を実施した。また、時間外勤務時間等の把握・管理に努め、学校と連携しながら、働き方改革の推進に努めた。 各学校において、校内研修を複数回実施し、教職員同士が学び合う取組を継続して実施した。		

イ　ＩＣＴ活用の指導力向上	達成状況	△
ＧＩＧＡスクール連絡会を定期的に開催し、各校の情報教育担当者を招集して、授業におけるタブレット端末活用の優れた事例を収集、共有することで、ＩＣＴの活用を推進できた。全国学力・学習状況調査のＩＣＴの活用に関する学校質問において、ほぼ毎日活用していると回答した小学校が４校、中学校が１校であり、週３回以上活用していると回答した中学校が１校であった。		

【配備されたＩＣＴ機器の授業での活用状況（校）】

	ほぼ毎日	3回/週 以上
小学校	4	0
中学校	1	1

ウ　評価・育成システムの活用	達成状況	○
年度当初に校長が設定する学校経営方針を基に、教職員が各自で目標を設定し、自己申告書の提出や授業アンケートの実施、更に校長による授業見学や面談等を円滑に実施することで、教職員の職務への意欲向上及び指導力向上を図った。		

エ　校外研修の還元	達成状況	○
校外における研修会等に参加した際には、学校長まで簡潔な報告文書により復命することとした。同時に、可能な限り職員会議等の場で報告し、研修内容が分かる資料を配布することで、研修の成果を全教職員で共有することに努めた。		

オ　服務規律の遵守	達成状況	○
初任者と転任者に対しては、オリエンテーションや着任式において、改めて服務を認識させるための場を設けた。 また、教職員の資質向上や各校の課題改善に向けた校内研修は、年間を通じて計画的に実施した。		

カ　個人情報の保護	達成状況	○
『島本町教育情報セキュリティポリシー』について、定例校長会で周知するとともに、各学校において、個人情報の取扱いについて、校内研修を実施した。さらに、『島本町立学校における生成ＡＩの利活用に関するガイドライン』を策定し、生成ＡＩの活用時の個人情報の扱いについても各学校に通知した。 また、各学校が発行する学校だよりやホームページ内の写真についても、個人が特定されないよう加工する等、個人情報の保護に努めた。		

キ　ハラスメントの防止	達成状況	○
年度の早い段階で、各学校において児童・生徒を対象としたハラスメントに関するアンケートを実施し、啓発及び現状の把握に努めた。また、ハラスメント防止に関する校内研修を実施した。		

ク　リスクマネジメントの徹底	達成状況	○
校長が、職員会議等において、教職員に対して綱紀の保持について説明し、児童・生徒との関わりに関するリスクマネジメント（不適切な指導や各種ハラスメントの防止について、信用失墜行為の例示等）の理解を深めるよう努めた。 また、各学校の危機管理マニュアルの更新を指示し、各学校において、実態に即した危機管理マニュアルに基づいた訓練や点検を実施した。		

④　今後の課題

●　職場の環境づくり

学校組織の中核を担うべき世代（４０歳代）の教員が少ない状況であるが、今後の教職員構成を考慮すると、３０歳代の教員に首席等の役割を明確に位置付け、次期管理職候補として育成することが急務である。若年層教員の中からミドルリーダーとなる人材を育成することを目的に、ＯＪＴを含めた指導力向上のための教職員研修や研究授業等の充実に、今後も継続して取り組む必要がある。

●　ＩＣＴ活用の指導力向上

小中学校ともに、授業におけるタブレット端末の活用をより効果的にするため、現状の授業を振り返り、更なる活用を進める必要がある。また、効果的な活用方法を共有・発信することで、活用の質を向上させることが求められる。

●　服務規律の遵守

不祥事等の問題事案が発生しないよう、教職員に対し、行政上、刑法上及び民法上の責任を日頃から再確認する機会を増やすことが重要である。また、効果的な研修方法の工夫や、不祥事予防チェックリストの活用等を促すことで、毎年、教職員一人一人の危機管理意識を更に徹底する必要がある。

（４）快適な教育・保育環境の整備

①　令和７年度重点目標

ア　施設整備の充実
学校・幼稚園・保育所・学童保育室施設の改修及び整備については、「島本町学校施設長寿命化計画」及び「島本町保育施設長寿命化計画」その他の年次計画及び改修計画に基づき実施する。年次計画については、長期的視野に立ち、定期的に精査を行う。
イ　需要に応じた適切な定員管理等
児童・生徒数の増加傾向や保育所・認定こども園等の需要の高まりに伴い、必要な教室や保育所等の確保及び整備の計画を策定し、運営に支障がないように順次整備に着手する。

②　本年度の指示事項

ア　施設整備の充実
「島本町学校施設長寿命化計画」及び「島本町保育施設長寿命化計画」に基づき、円滑に業務を進めること。
イ　需要に応じた適切な定員管理等
保育所等の需要拡大に対しては、民間事業者との十分な連携を図り、待機児童の発生の抑制に努めること。また、更なる需要拡大が見込まれるため、新たな小規模保育事業所の開設を目指すこと。幼稚園においては、近年充足率が低減している要因を踏まえ、利用者のニーズに合った施設運営に努めること。

③　実施内容及び評価

ア　施設整備の充実	達成状況	○
町立小中学校及び第一幼稚園において、老朽化した門扉の更新及び防犯カメラ・オートロックシステムの整備を目的とした防犯対策工事を実施し、児童・生徒の安全確保に努め、適切な施設運営を図ることができた。		
イ　需要に応じた適切な定員管理等	**達成状況**	**○**
令和７年１０月に、ＪＲ島本駅西地区集合住宅内において、民間保育事業者による小規模保育事業所１か所の整備を行った。また、町内の私立幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行に係る認定手続等を進めたことにより、新たな保育基盤の拡充に努めた。 第一幼稚園において、教育・保育施設としての利便性の向上及び機能の拡充を図るため、令和８年４月からの「３年保育」、「開園時間の延長」及び「給食の提供」の実施に向けて必要な事務を進めた。給食については、第二保育所との親子給食方式を採用し、第二保育所の給食調理室の改修工事を実施した。		

④　今後の課題

●　施設整備の充実

第二保育所については、多くの箇所で経年劣化が見られるため、引き続き島本町保育施設長寿命化計画に基づき、計画的に施設営繕を行う必要がある。

●　需要に応じた適切な定員管理等

今後も大型集合住宅の建設の予定があり、引き続き就学前児童人口の増加が見込まれる。更に高まる保育需要に対応するため、保育の質を担保しながら、既存施設を最大限に活用した受入枠の拡大及び機能の拡充について検討する。

● 長井先生からの御意見

⑴地域に根付いた学校・幼稚園・保育所・学童保育室の運営体制の推進

ア　機能的な学校園所の運営

回答いただいたように、取り組みの目的とその推進状況を具体的に記述されればよいと思います。

⑵安全・安心な学校・幼稚園・保育所・学童保育室作り

ア　学校事故対応の徹底、イ　子どもの安全確保

学校としての取り組み内容についてご存じない町民の方も多々おられると思いますので、積極的に町民の方に広報する観点からも、回答いただいたような内容を記述されればよいと思います。

⑶教職員の資質向上と服務の徹底

イ　ＩＣＴ活用の指導力向上

生成ＡＩの利活用状況について、各校のホームページなどで発信されればよいと思います。文部科学省も「リーディングＤＸスクール　メールマガジン」などで積極的に配信されています。

● 中村先生からの御意見

⑵安全・安心な学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり

イ　子どもの安全確保

大阪府域は熊の恒常的な生息地ではないとしているものの、近年疑い事例を含む出没情報が島本町でも増加しています。教育委員会および各学校園では、野生動物の出没情報の日頃からの確認をはじめ、子ども安全マップへの情報追加や熊が出没した際の登下校時の対応、熊遭遇時の対処訓練等、児童生徒が安全に安心して学校生活が送れるよう、適切な指導をお願いします。

⑶教職員の資質向上と服務の徹底

イ　ＩＣＴ活用の指導力向上

　ＧＩＧＡスクール構想による端末の普及を経て、蓄積されたデータをいかに活用するかという教育ＤＸへと移行してきています。その中心的な役割を担うのがＡＩとなりますが、授業や評価、校務、学校運営などあらゆる場面でＡＩが導入され、教員の役割も児童生徒の学び方も、学校の姿も変化し始めています。しかし、ＡＩはあくまでも学びを支えるツールであり、児童生徒ひとりひとりと向き合って理解や成長を見取る教員の役割は、むしろこれまで以上に重要になるとされています。ＡＩが教育の質を向上させる手助けとなり、同時に教員の負担を軽減することにもつながるよう、進めていっていただきたいと思います。

３　社会教育と生涯学習の推進

（１）青少年健全育成の推進

①　令和７年度重点目標

ア　青少年教育の推進
青少年が心身ともに健やかに成長できるよう、人権教育の視点も入れながら、学習機会の提供や体験活動を推進するとともに、青少年活動の活性化を図るため、関係団体の支援に努める。
イ　青少年の非行防止の取組
地域や関係機関と連携しながら、青少年の非行防止に努める。

②　本年度の指示事項

ア　青少年教育の推進
事業実施の際には、これまでの取組で得た意見などを検証し、事業内容の工夫・改善に努めること。また、子どもが参加しやすい魅力のある事業や、成長とともに行動範囲や人間関係が広がっていく中高生にも参加しやすい事業を実施すること。
イ　青少年の非行防止の取組
関係機関と連携しながら啓発や防犯活動を実施すること。

③　実施内容及び評価

ア　青少年教育の推進	達成状況	△

青少年健全育成大会を開催し、中学生以下を対象に科学実験ショーや実験工作教室等の体験の機会を提供したが、令和６年度に比べ参加者は減少した。

令和６年度まで実施していた青少年人権教育事業を整理し、学習支援の場は人権文化センターへ移管、親子で勾玉づくり体験！は文化財保護事業として実施、その他の各種教室・親子体験教室は青少年教育事業として実施した。

各種教室・親子体験教室においては、多くの青少年に学習と体験の機会を提供し、豊かな体験を人権意識につなげることができた。

【青少年健全育成大会等参加状況】

		令和6年度	令和7年度
青少年健全育成大会（人）		延べ 670	延べ 412
二十歳のつどい	対象者数（人）	261	243
	参加者数（人）	230	194
	参加率（%）	88.1	79.8

【各種教室・親子体験教室参加状況（人）】

事業名		令和6年度	令和7年度
書道教室		延べ96	－
手話教室		延べ 71	延べ 74
アート教室		延べ 103	延べ 80
学習支援の場		延べ891	人権文化センターへ移管
	毎週木曜日(学校の休業中は除く)	延べ548	
	夏休み学習支援の場スペシャル☆	延べ343	
親子で勾玉づくり体験！		127(55 世帯)	文化財保護事業として実施
親子で卒業☆入学お祝いイルミネーションづくり体験！		6（2 世帯）	－
昔のあそびを体験しよう ～人権講座とおもちゃ作り～		4（2 世帯）	－
親子でつくる年賀状に使う消しゴムはんこづくり		－	16（7世帯）
えらんでかいてそっくり似顔絵！		－	6（2世帯）
計		延べ1,298	延べ176

イ　青少年の非行防止の取組	達成状況	○

青少年指導員を中心に、町内の夜間パトロールを年２回実施したほか、「こども１１０番の家」運動や研修会の開催など、青少年が心身ともに健全に成長できる環境づくりに寄与した。

④　今後の課題

●　青少年教育の推進

青少年向けの事業について、多くの子どもが興味関心を持つ内容を模索する必要がある。

（２）文化財保護の推進

①　令和７年度重点目標

ア　文化財の保護
町指定文化財の指定等を進め、これらを活用した各種事業を展開し、文化財の保護及び啓発に努めるとともに、地域の活性化を図る。
イ　埋蔵文化財の確認・保存
埋蔵文化財包蔵地内・包蔵地外での開発に伴う調査を実施し、遺跡の記録保存と保護に努める。
ウ　埋蔵文化財の活用
埋蔵文化財の調査で見つかった資料を活用し、文化財保護の普及啓発を推進する。
エ　歴史文化資料館の充実
歴史文化資料館を拠点に、郷土を中心とした歴史・考古・民俗等に関する資料の調査を実施し、保存に努めるとともに、展示資料の充実を図る。
オ　歴史文化資料館の貸出
歴史文化資料館について、管理運営に支障のない範囲で、住民交流の場として施設の使用を許可し、文化財の保存と活用の両立を図る。
カ　史跡の管理
史跡桜井駅跡史跡公園内に存在する石碑等を、適切に維持管理し、文化財の保存及び普及啓発に努める。

②　本年度の指示事項

ア　文化財の保護
新たな町指定文化財の指定等に向けて、調査・研究に取り組むこと。
イ　埋蔵文化財の確認・保存
埋蔵文化財包蔵地内・包蔵地外での調査を適切に実施すること。
ウ　埋蔵文化財の活用
埋蔵文化財の調査で見つかった遺構の復元や遺物の展示などを行い、住民及び来訪者に対して埋蔵文化財に触れる機会を提供し、周知・啓発に取り組むこと。

エ　歴史文化資料館の充実
文化財資料調査を基に、郷土に関連した展示を行うこと。また、本町で昔から使用されている生活の道具を展示し、本町の暮らしの移り変わりを学ぶ場を提供すること。
オ　歴史文化資料館の貸出
歴史文化資料館について、引き続き住民交流の場及び情報発信基地としての活用に取り組むこと。ただし、施設使用許可に当たっては、必要に応じて条件を付すなど、所蔵資料及び建物の保存と活用を両立するよう、万全を期すること。
カ　史跡の管理
史跡桜井駅跡史跡公園内の文化財について、安全に公園を利用できるよう維持管理するとともに、適切に文化財の保存を行うこと。

③　実施内容及び評価

ア　文化財の保護	達成状況	○

文化財の滅失、散逸の防止及び利活用に向けて町指定文化財等候補リストの一つである「広瀬公民館文書」の目録を作成するための調査を進めたほか、水無瀬家に伝わる近世・近代文書及び和歌資料の調査を実施し、内容の把握に努めた。

また、住民から寄贈を受けた郷土の歴史に係る民俗資料及び古文書等の分類・整理を進め、寄贈された資料を中心とした企画展「寄贈品展　～受け継がれる歴史とモノ～」を実施し、文化財の保護と利活用に努めた。

【町指定文化財の一覧表】

号数	名称	指定年月日
第 1 号	「水無瀬駒　関連資料」	平成21年 4月14日
第 2 号	「神像（伝　聖徳太子七歳像）」	平成22年 4月 5日
第 3 号	「宝城庵　薬師如来立像」	平成23年 4月 1日
第 4 号	「勝幡寺　薬師如来立像」	平成24年 4月 1日
第 5 号	「勝幡寺　元三大師みくじ関係資料　一式」	平成26年 4月 1日
第 6 号	「須恵器　大甕」	平成27年 4月 1日
第 7 号	「若山神社　絵馬」	平成30年 1月15日

イ　埋蔵文化財の確認・保存	達成状況	○

埋蔵文化財包蔵地内において１０６件の届出を受け、広瀬遺跡で２件、水無瀬荘跡で１件の計３件の埋蔵文化財発掘調査、広瀬遺跡で５件、尾山遺跡で１件の確認調査を実施した。また、埋蔵文化財包蔵地外で８０件の届出を受け、水無瀬地区で１件、東大寺地区で１件の試掘調査を実施し、島本の歴史の解明に努めるとともに、遺跡の記録保存を行った。

【土木工事等に伴う埋蔵文化財の届出受領件数(件)】

		令和6年度	令和7年度
包蔵地内	水無瀬離宮跡	5	0
	源吾山遺跡	0	0
	水無瀬荘跡	2	7
	桜井遺跡	5	3
	桜井御所跡	5	13
	広瀬遺跡	58	63
	山崎西遺跡	1	4
	山崎東遺跡	0	3
	西国街道	3	3
	桜井駅跡	1	0
	御所ノ平遺跡	0	0
	越谷遺跡	12	0
	神内古墳群	0	0
	鈴谷瓦窯跡	0	0
	御所池瓦窯跡	0	0
	広瀬南遺跡	1	0
	青葉遺跡Ａ地点	0	0
	青葉遺跡Ｂ地点	0	0
	広瀬溝田遺跡	0	0
	鈴谷遺跡	0	0
	西浦門前遺跡	0	0
	尾山遺跡	1	9
	五反田遺跡	0	0
	青葉南遺跡	0	0
	津梅原遺跡	－	1
小　　計		94	106
包蔵地外		115	80
合　　計		209	186

ウ　埋蔵文化財の活用	達成状況	○

町内発掘調査成果展の開催、文化財調査報告書の発刊及び奈良文化財研究所のホームページへの掲載を行い、本町の埋蔵文化財の周知・啓発に努めた。また、ホームページ内で埋蔵文化財以外の文化財を含めたコラムの連載、広報誌の特集記事において埋蔵文化財調査の紹介、文化財保護普及啓発イベントとして「親子で勾玉づくり体験！」（２２世帯、７２人が参加）などを行い、情報発信についても新たな方法を模索した。

エ　歴史文化資料館の充実	達成状況	○

全９回の企画展を開催するとともに、これらの企画展に伴い各種イベントを開催した。企画展「いいネ！しまもとー地元を知るー」の際には談話会１回、企画展「村の鎮守の神様　ー若山神社ー」の際には講演会２回、ギャラリートーク２回、企画展「水無瀬家の逸品―所蔵資料調査から―」の際にはギャラリートーク１回、企画展「水無瀬駒　関連資料実物展示」の際にはワークショップ１回を行った。企画展「むかしの道具展～持つ・運ぶ・背負う～」の際には体験学習４回を開催するなど、本町で昔から使用されてきた生活道具を展示し、暮らしの移り変わりを学ぶ郷土学習の機会を提供した。

【歴史文化資料館入館者数(人)】

	令和6年度	令和7年度
展示	13,549	15,372
講演会	89	92
小学生民具体験講座	263	389
合　　計	13,901	15,853

【歴史文化資料館企画展の内容と入館者数】

企画展名	開催日数(日)	延べ入館者数（人）
「寄贈品展～受け継がれる歴史とモノ～」	33	1,983
「いいネ！しまもと　ー地元を知るー」	62	2,857
「令和７年度　町内発掘調査成果展」	46	1,576
「村の鎮守の神様　ー若山神社ー」	47	2,359
「水無瀬家の逸品ー所蔵資料調査からー」（第１期）	15	853
「水無瀬家の逸品ー所蔵資料調査からー」（第２期）	15	413
「水無瀬家の逸品ー所蔵資料調査からー」（第３期）	17	1,093
「水無瀬駒　関連資料実物展示」	2	75
「むかしの道具展～持つ・運ぶ・背負う～」	39	1,605
合　　計	276	12,814

オ　歴史文化資料館の貸出	達成状況	○

歴史文化資料館の展示や運営に支障のない範囲で、住民交流の場及び歴史・文化の情報発信基地として活用を行い、展示室や正面広場等を住民に提供し、４５団体６，０５７人が使用した。

カ　史跡の管理	達成状況	○
史跡桜井駅跡史跡公園内の石碑や文化財看板などの状態を点検するなど、史跡公園内にある石碑等の文化財について適切な維持管理・保存に努めた。なお、現状変更の手続は、令和７年度は樹木伐採１件の許可申請が行われたため、軽微な現状変更として適切に手続を行い、許可を行った。		

④　今後の課題

●　文化財保護

町内の考古・美術工芸品・古文書・民俗資料等の悉皆調査を進めるとともに、世代交代等により伝統的な建造物の取壊し等が行われていることから、これらが滅失する前に、適切に記録保存を実施する必要がある。

●　歴史文化資料館の充実

今後の耐震補強工事に向けて、歴史文化資料館の具体的な建物の保全方法を明確にしながら、建物の活用を検討するため、保存活用計画を策定するとともに、住民の皆様が来館したくなる資料館にするため、専門家の助言を受けながら、館内展示のリニューアルについても検討する必要がある。

●　歴史文化資料館の貸出、史跡の管理

令和７年度に策定された「島本駅東エリア活性化基本計画」、現在策定中の「島本駅東エリア活性化実施計画」によって、歴史文化資料館の周辺や駅前広場、史跡桜井駅跡が改修される見込みであるため、存在する文化財が適切に保存できるよう、担当課と調整を行う。

（３）生涯学習活動の推進

①　令和７年度重点目標

ア　文化教室の開催

各種文化教室事業において、より多くの住民が参加できるよう、住民ニーズを把握し、生涯学習活動の充実を図る。

イ　生涯学習団体の支援

町内で活動する生涯学習関係団体に関する広報を積極的に行い、住民の学習機会の充実を図る。

ウ　団体の自立支援

学習活動を通じて、文化の推進を主体的に担える人材育成に努め、かつ、団体の育成に努める。

②　本年度の指示事項

ア　文化教室の開催

各種教室等において、回数や学習内容について住民ニーズを把握するためのアンケートを実施し、新規の教室事業を検討・開催することで、参加者の拡大に取り組むこと。

イ　生涯学習団体の支援

生涯学習関係団体の活動内容などを掲載した紹介冊子の作成やホームページへの情報掲載等、各団体活動の広報に取り組むこと。

ウ　団体の自立支援

生涯学習関係団体の設立支援として、引き続き各種教室等の修了者に対する団体制度の説明を行い、また、町内在住講師の起用など、町内の人材育成に積極的に取り組むこと。

③　実施内容及び評価

ア　文化教室の開催	達成状況	△

開催日や内容を工夫し、より多くの住民が参加しやすい生涯学習機会の拡充に努めたが、参加者は減少した。

【講座教室延べ参加者数(人)】

	場所	令和6年度	令和7年度
浴衣着付け体験教室	ふれあいセンター	5	―
バルーンアートであそぼう！		12	14
けん玉教室		12	13
こども英語クラブ（令和７年度新規）		―	15
ボランティアとよむはじめての古文書体験教室		34	―
写真がくれた、人生の転機。特別講演（令和７年度新規）		―	11
おもしろ美術講座		45	―
たのしい絵画教室		58	―
少年少女和太鼓教室	第三小学校生涯学習課活動室及びふれあいセンター	275	358
和太鼓教室(青年の部)		149	82
和太鼓教室(一般の部)		403	417
計		993	910

【文化祭開催状況】（主催：島本町文化祭事業実行委員会）

	令和6年度	令和7年度
開催日	令和6年11月3日～4日	令和7年11月2日～3日
場所	ふれあいセンター 史跡桜井駅跡史跡公園	ふれあいセンター
出店団体数	61団体	48団体

イ　生涯学習団体の支援	達成状況	○

生涯学習関係団体の紹介冊子を公共施設に設置及び町ホームページ上に公開し、生涯学習に関心のある住民に対する情報発信に努めた。

ウ　団体の自立支援	達成状況	○

自立を希望する団体に対して、社会教育関係団体への加入や生涯学習関係団体の登録についての説明を行えるようにするなど、支援体制の維持に努めた。

④　今後の課題

●　文化教室実施

多くの住民に対し生涯学習活動機会を提供するとともに、長期継続してきた教室は、より自発的に生涯学習活動を行っていけるよう団体化を促す等、引き続き文化教室の内容刷新に努める必要がある。

●　生涯学習団体支援

更に多くの住民が生涯学習活動へ参加するため、町ホームページ上に公開している生涯学習関係団体の情報を工夫し、情報提供機会の拡充に努めていく必要がある。

（４）図書館サービスの推進

①　令和７年度重点目標

ア　図書館の広報
様々な方に来館いただけるようホームページ等を活用し、図書の紹介や各種イベント情報などを積極的に利用者へ配信する。
イ　図書館の魅力向上
利用者が本を手に取り、興味を持って読んでいただけるよう書架の充実に努める。
ウ　図書館の広域利用
北摂地区における公立図書館の広域利用事業を推進する。
エ　不用図書の活用
寄贈図書などの有効活用について引き続き検討する。

②　本年度の指示事項

ア　図書館の広報
町立図書館に関する情報について、様々な媒体を活用し、配信の充実に努めること。
イ　図書館の魅力向上
毎月、季節や時事、年齢等に応じた特集コーナーを設け、本との新たな出会いの機会の充実を図ること。子どもに読書の楽しさを伝える、読み聞かせ「おはなし会」が長く継続できるよう、担い手の育成を図ること。また、様々な方が読書を楽しめるよう、バリアフリーの取組を進めること。
ウ　図書館の広域利用
図書館の広域利用について、他市町相互の連携の下、円滑な運営に努めること。
エ　不用図書の活用
寄贈図書の売却を継続して実施するとともに、リサイクルブックコーナーを設置し、利用者への還元を図ること。

③　実施内容及び評価

ア　図書館の広報	達成状況	○

令和７年度は、「おはなしかい」等の定例イベント、毎月の特集展示などについても町ホームページや広報誌へ掲載するとともに、町公式ＬＩＮＥの配信を行い、子どもから大人まで、図書館に来館するきっかけを作ることができた。また、広報誌の令和８年１月号に図書館に関する特集記事を掲載し、図書館そのものの周知を図り、身近な図書館をアピールできた。

イ　図書館の魅力向上	達成状況	○

週１回の選書会議により購入図書の選定を行うとともに、受入れからおおむね５年以上が経過し、貸出割合が低減している図書については除籍を行い、書籍の新陳代謝を図った。

利用者の興味を引き、手に取ってもらえるよう、毎月、一般書において２か所、児童書において１か所の特集コーナーを設けて展示を行うとともに、子どもに本の楽しさを伝える「おはなしかい」が長く継続できるよう、読み聞かせボランティア養成講座を実施し、１６名のボランティア登録者を得た。

読書バリアフリーの取組として、大活字本等の資料の充実に努めた。

令和７年１１月には、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営している「サピエ」に加盟し、視覚障害者等が、点字図書やデイジーデータ（ＣＤなどの録音図書など）の借用・ダウンロードの利用が可能となる環境を整備した。

【蔵書数(点)】

年度		令和6年度	令和7年度
蔵書累計		110,744	111,281
受入数	購入数	4,548	4,286
	寄贈数	314	399
	計	4,862	4,685

※　蔵書能力(約１０万点)等の制約があるが、適切で新鮮な資料の収集と提供に努めている。

【入館者及び貸出点数】

	令和6年度	令和7年度
入館者数(人)	117,288	117,839
貸出点数(点)	309,117	301,444
貸出点数／入館者(点)	2.6	2.6
貸出点数／人口(点)	9.6	9.0
人口(4月1日)	32,297	33,426

※　入館者１人当たりの貸出点数＝各年度の貸出点数／各年度の入館者数

※　人口１人当たりの貸出点数＝各年度の貸出点数／各年度末の翌日(4月1日)人口

【登録者数】

	令和6年度	令和7年度
登録者数(人)	12,100	11,930
うち15歳以下(人)	2,212	2,191
貸出点数／登録者(点)	25.5	25.3
登録者／人口(%)	37.5	35.7
人口(4月1日)	32,297	33,426

※　登録者１人当たりの貸出点数＝各年度の貸出点数／各年度末の登録者数
※　人口に占める登録者の割合＝各年度末の登録者数／各年度末の翌日(4月1日)人口

【予約受付数】

	令和6年度	令和7年度
件数(件)	35,821	35,237
予約点数／登録者(点)	3.0	3.0

※　登録者１人当たり予約点数＝各年度の予約受付件数／各年度末の登録者数

【幼児・児童向け事業延べ参加者数(人)】

	令和6年度	令和7年度
おはなしかい	841	632
わくわくかみしばい	172	132
おはなしかいスペシャル(はる)	32	43
虫たちの冒険マップを作ろう（令和７年度新規）	—	177
おはなしかいスペシャル(あき)	36	34
みづまろくんをさがせ（令和７年度新規）	—	162
クリスマスのおはなし会	59	45
冬のクイズラリー	—	54

【成人向け事業延べ参加者数(人)】

	令和6年度	令和7年度
なのはなのおはなし会	17	17

【ボランティア養成講座】

	令和6年度	令和7年度
読み聞かせボランティア養成講座（令和７年度新規）	—	51

【小学校及び各種団体への貸出状況】

	令和6年度	令和7年度
団体貸出数(点)	3,063	3,467
団体数(団体)	162	165

ウ　図書館の広域利用	達成状況	○

「北摂地区７市３町による公立図書館広域利用に関する協定書」に基づいて、図書館広域利用サービスの提供を行い、利用者の利便性向上に寄与した。

【北摂地区広域利用　利用状況】

	島本町が他市町利用者へ貸し出したもの				島本町利用者が他市町から借り受けたもの			
	令和6年度		令和7年度		令和6年度		令和7年度	
	人	冊	人	冊	人	冊	人	冊
高槻市	2,300	9,169	2,138	8,385	1,252	3,350	1,136	3,225
茨木市	19	62	19	84	292	1,001	411	1,450
摂津市	1	3	3	6	92	225	33	161
吹田市	11	52	17	23	23	83	57	184
豊中市	5	11	4	7	24	50	15	23
池田市	1	3	0	0	0	0	1	3
箕面市	0	0	2	4	0	0	17	21
能勢町	0	0	0	0	0	0	0	0
豊能町	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	2,337	9,300	2,183	8,509	1,683	4,709	1,670	5,067

エ　不用図書の活用	達成状況	○

前年度に実施した寄贈を受けた資料のうち不用となった図書の売却を行い、歳入の確保に努めた。また、令和７年５月から、図書館入口付近に通年で「リサイクルブックコーナー」を設け、図書館で使用しなくなった図書等を来館者が自由に持ち帰られるよう、図書のリサイクルに努めた。

④　今後の課題

●　図書館の広報の充実

来館者は微増しているが、コロナ禍前までの水準には回復していない。より多くの方に図書館に来館していただけるよう、イベントや展示、蔵書を充実させるとともに、町ホームページやＳＮＳ等による発信の充実に取り組んでいく。

● 図書館の魅力・利便性の向上

イベント開催により、普段来館しない住民が来館できるきっかけを作るとともに、様々な関係機関・団体との連携体制を築いていく。また、職員研修の充実に努める。

現状、読書バリアフリーの分野も含め、本町では未実施であるが他の自治体の館で実施中の図書館サービスもあることから、本町として利用できるサービスがないか、検討していく必要がある。

また、日本語を母語としない住民に向けて、児童書をはじめ多言語資料の充実を図るとともに、庁内の関係部署と連携し、取組内容を検討する。

（５）スポーツ活動の推進

①　令和７年度重点目標

ア　ニュースポーツの普及
ニュースポーツについて、広く住民へ周知を図り、普及に努める。
イ　新体育館等の整備検討
町立体育館及び小中学校プールについて、水無瀬川緑地公園敷地内への移転整備を進める。
ウ　スポーツ施設の維持管理
利用者が安全に利用できるよう、スポーツ施設や備品等について、適切な維持管理に努める。
エ　スポーツ教室の開催
定期的にスポーツ教室を開催し、生涯スポーツの普及啓発を図る。
オ　スポーツ関係団体の支援
誰もが生涯にわたって、健康や体力を保持し、生きがいを持てる環境づくりに努める。

②　本年度の指示事項

ア　ニュースポーツの普及
ニュースポーツを周知するため、定期的に体験教室を開催する際には、効果的な周知の方法を検討・工夫するとともに、ＰＴＡ行事への協力等により、ニュースポーツの普及に取り組むこと。
イ　新体育館等の整備検討
町立体育館等の整備にあたっては、島本町新体育館等整備基本計画に基づいて進めること。
ウ　スポーツ施設の維持管理
町内スポーツ施設を適切に維持管理するとともに、物品の状況把握や計画的な修繕及び更新に努めること。
エ　スポーツ教室の開催
参加者ニーズを検証しながら教室の内容を検討すること。

オ　スポーツ関係団体の支援
子どもから高齢者まで誰もが生きがいを持てる環境づくりのため、スポーツ関係団体等の活動の支援に努めること。

③　実施内容及び評価

ア　ニュースポーツの普及	達成状況	△

定期的にニュースポーツ（※）体験教室を開催するとともに、小学校のＰＴＡ行事などにも協力し、町内でのニュースポーツの普及に努めたが、参加人数は減少した。

【ニュースポーツ体験教室】

	令和6年度		令和7年度	
ニュースポーツ体験教室	開催回数（回）	参加人数（人）	開催回数（回）	参加人数（人）
	6	85	7	71

イ　新体育館等の整備検討	達成状況	○

令和６年度に策定した「島本町新体育館等整備基本計画」に基づき、水無瀬川緑地公園に体育館と屋内プールを整備するため、設計と工事を一括で請け負う事業者を募集するための実施方針及び要求水準書（案）の作成を進めるとともに、水無瀬川緑地公園建設予定地のボーリング調査を実施した。

（※）ニュースポーツ

子どもから高齢者まで「いつでもどこでも誰にでも」楽しめるように考案された新しいスポーツやレクリエーションのことで、本町では、ボッチャやスリータッチボールなど１１種目の普及を行っている。

ウ　スポーツ施設の維持管理	達成状況	○

町内スポーツ施設の適切な維持管理に努めた。

【町立体育館利用状況】

	令和6年度		令和7年度	
	件数（件）	人数（人）	件数（件）	人数（人）
第　1　体　育　室	1,198	19,535	1,190	19,424
第　2　体　育　室	1,043	12,526	983	11,620
第　3　体　育　室	1,007	11,171	942	11,402
トレーニングルーム	21,672	21,672	24,001	24,001
研　　修　　室	87	809	73	654
合　計	25,007	65,713	27,189	67,101

【学校教育施設利用状況】

○体育館

	令和6年度		令和7年度	
	件数（件）	人数（人）	件数（件）	人数（人）
第　一　小　学　校	142	2,806	384	8,026
第　二　小　学　校	98	2,139	274	6,063
第　三　小　学　校	501	9,541	463	8,663
第　四　小　学　校	752	13,974	699	14,462
第　一　中　学　校	579	11,808	572	12,625
第　二　中　学　校	496	10,678	435	10,012
合　計	2,568	50,946	2,827	59,851

○グラウンド

	令和6年度		令和7年度	
	件数（件）	人数（人）	件数（件）	人数（人）
第　一　小　学　校	8	280	9	400
第　二　小　学　校	107	4,063	112	4,189
第　三　小　学　校	102	3,605	112	4,015
第　四　小　学　校	116	4,757	108	4,923
第　一　中　学　校	77	5,713	63	4,117
第　二　中　学　校	77	2,485	96	2,739
合　計	487	20,903	500	20,383

【テニスコート利用状況】

	令和6年度		令和7年度	
	件数（件）	人数（人）	件数（件）	人数（人）
第二中学校テニスコート	611	3,624	651	3,598
東大寺公園テニスコート	1,942	15,965	1,997	14,805
合　計	2,553	19,589	2,648	18,403

【水無瀬川緑地公園スポーツ広場利用状況】

	令和6年度		令和7年度	
	件数（件）	人数（人）	件数（件）	人数（人）
水無瀬川緑地公園スポーツ広場	141	13,102	146	16,538

エ　スポーツ教室の開催	達成状況	○

定期的にスポーツ教室を開催し、生涯スポーツの普及啓発を図った。令和７年度は開催内容を見直し、ソフトバレーボールに代わってスリータッチボールを実施した。

【スポーツ教室延べ参加者数(人)】

	令和6年度	令和7年度
ヨガ	394	431
ダブルダッチ	1,022	1,020
ソフトバレーボール	297	―
バドミントン	299	170
スリータッチボール	―	238
ジュニアテニス	581	572
体幹＆ストレッチ	379	377
運動あそび	80	89
計	3,052	2,897

オ　スポーツ関係団体の支援	達成状況	○

団体の活動内容の把握に努め、日常活動の相談や課題の解決について支援した。

④　今後の課題

●　ニュースポーツの普及促進

ニュースポーツの普及活動に必要なスポーツ推進委員の欠員が生じているため、欠員補充に努める。

●　新体育館等整備検討

整備事業者の選定及び契約の締結に向け事務を進める。

● 長井先生からの御意見

⑴青少年健全育成の推進、⑶生涯学習活動の推進、⑸スポーツ活動の推進

子どもたちの興味関心に応じた伸びる芽を摘まないためにも、積極的な地域との連携をお願いします。

● 中村先生からの御意見

⑵文化財保護の推進

ウ　埋蔵文化財の活用

それまでは青少年健全育成事業の内容として実施していた「親子で勾玉づくり体験！」を、文化財保護の推進事業である文化財保護普及啓発イベントとして実施しています。親子の交流を深める機会の提供だけでなく、埋蔵文化財について子どもたちが製作体験を通して楽しみながら学ぶことができるイベントになったことと思いますので、引き続きの実施とさらなる工夫をお願いしたいと思います。

⑸スポーツ活動の推進

イ　新体育館等の整備検討

屋内プールでの水泳授業の検討をされていると思います。一方で、スイミングスクールの受容は高く、習い事として通えるかどうかで、子どもの泳力格差が広がる現状が懸念されています。水泳の特性で重要な観点は、水の危険から身を守る運動であることです。自己や他者の身を守るためにも充実した水泳授業の実現に向けて、引き続き検討を続けていただきたいと思います。